

1. 本研究の目的*

労働紛争を法的にどのように解決するかは、一国の労働市場の機能を定める極めて重要な問題である。日本においては、いわゆる解雇権濫用法理として形成された解雇ルールが労働市場の効率的な運用をかえって阻害するものであるという主張とともに、労働に関わる法と経済活動との関係が注目されるようになった¹。実際、労働基準法の改正などさまざまな法律の改正が実行され、また労働紛争が集団的な紛争から個別的な紛争に移行しつつあるとの認識のもと、個別紛争解決を目的とした窓口相談・斡旋制度が2001年10月に設けられ、2006年4月には労働審判制度が施行された。

ただし、これらの制度改正にあたって労働紛争に関わる実態の整理は必ずしも十分には行われなかった。筆者らは2003年より継続的に研究会を開き、整理解雇事件に焦点を絞って、裁判経験と1990年代末より盛んに行われた雇用調整との関係を探ってきた。その成果は今井他(2004)、今井他(2005)、川口他(2005)、今井他(近刊)にまとめられている。一連の研究の結果、1970年代から1980年代の整理解雇事件は労使紛争の性格が強く、いわゆる四要件もそれにあわせて成立してきたこと、1980年代後半以降、雇用調整にあたっては労使の日常的な意思疎通が重要になったことなどが明らかにされた。しかし、過去の紛争経験が現在の雇用調整行動に及ぼす影響については不確かな点が多く、明らかにされたとは言いがたい。

その原因のひとつにデータの未整備がある。

先行研究では、主に、独自のアンケート調査やヒアリング調査を通じてデータを取得する方法²と、「判例体系」などいわゆる労働判例集に掲載された情報をもとにデータを構築する方法³がとられている。前者は、重要な情報を収集できる可能性がある有力な手段で、実際に貴重な知見が得られている。しかし、労働紛争自体の発生率が非常に低いため、単純なランダムサンプリングでは紛争当事(体験)者を拾うことができないという困難を常に抱えている。そのため弁護士会や労働組合などを経て調査票を配布する手法がとられるが、守秘義務やプライバシーの問題から紛争当事(経験)者に直接聞くのではなく代理人の記憶・記録に依存することもあり、十分なサンプルサイズを確保できないことや、サンプリングバイアスが発生している可能性が否定しきれないことなど、考慮しなければならない点が多い。一方、後者は、比較的サンプルサイズを大きくできる点や、過去にさかのぼって系統的にデータを収集できる点、事件の内容を詳細に把握できる点などの利点が多い。ただし、判決文を情報化するので判決文に記載された情報しかとらえることができない、どのような裁判例が雑誌に収録されるのか規準がはっきりしないなどの難点もある。たとえば企業の労働者構成や財務状況の変化、被解雇者の年齢や経験など、整理解雇を実行した状況を経済学的に判断する

* 本稿の見解はあくまでも本研究会のものであり、労働政策研究・研修機構のものではない。

¹ 大竹・大内・山川(2004)などを参照のこと。

² 前田(1995)、山口(2001)、平澤(2005)などがある。

³ 大竹・藤川(2001)、大竹(2004)などがある。

のに重要な情報が欠落することも多い。

以上のような個別の紛争に関するデータのみならず、日本全体で解雇に関する紛争がどの程度頻発しているのか、個別紛争なのか集団紛争なのかといった基礎的な情報も不足している。

これらのデータの改善を目指して、労働政策研究・研修機構（JILPT）では「裁判経験と雇用調整についての研究会（座長：神林龍）」を組織し、主に裁判資料の収集に当たっている。その一環として、解雇事件の全国的な傾向を把握するために、最高裁判所事務総局にお願いして事件票の特別集計を行った。本資料シリーズは、既存統計や特別集計で得られたデータを用い、日本における解雇紛争の趨勢をまとめ、基礎的な情報を提供することを目的とする。具体的には、第2節および第3節で既存公表統計データから解雇に関わる紛争の趨勢を類推する。そして第4節でより詳細に、労働紛争のうち裁判所が関わった解雇事件に関する集計データをまとめ、1980年代後半から2000年代前半までの趨勢を、時系列的な特徴と地域的な特徴にわけて報告する。ここに報告された趨勢が内包している経済的なメカニズムについての分析は稿を改めることとし、本資料シリーズではデータの紹介にとどめる。

2. 解雇数の推移

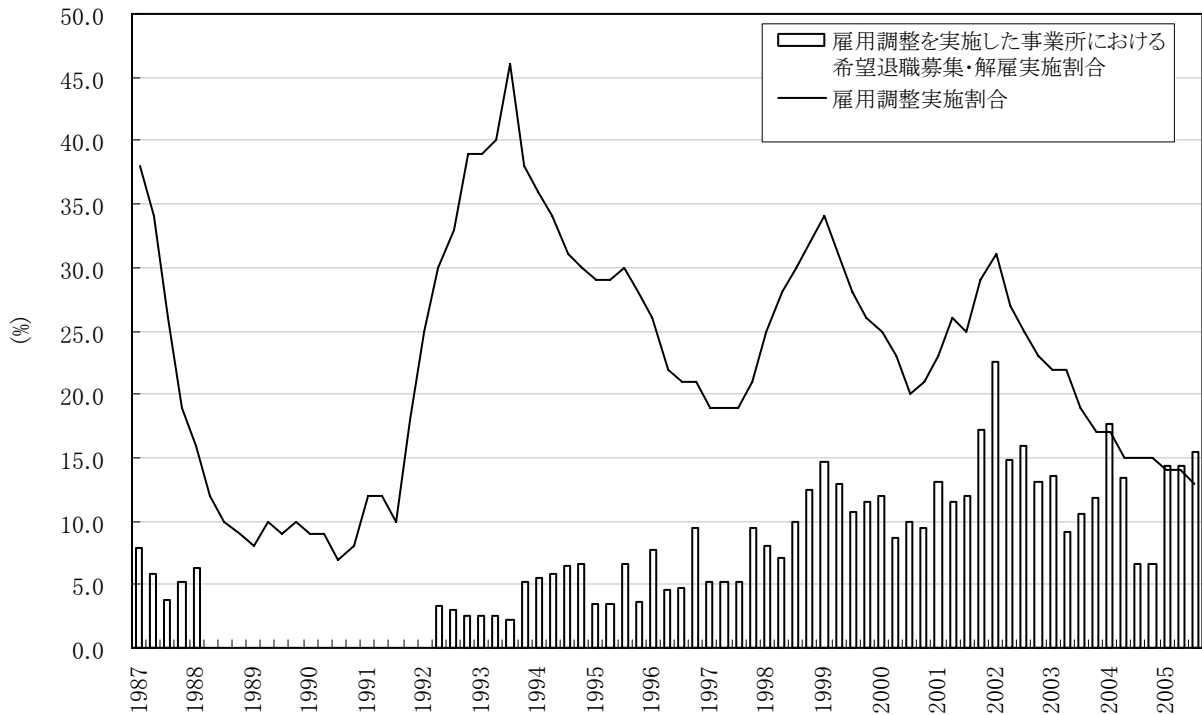
日本全体で1年間に何人の労働者が解雇されているかを直接把握するのは難しい。「解雇」の定義が、調査によっても当事者の解釈によっても異なるからである。しかし、強いて全国的な統計を用いて統一的な基準で推測するとすれば、事業所を調査した「労働経済動向調査」と「雇用動向調査」、労働者を調査した「労働力調査」や「就業構造基本統計調査」を利用できるかもしれない。

(1) 「労働経済動向調査」

「労働経済動向調査」は、事業所側から、四半期ごとに、雇用調整を行ったか、行った場合にどのような方法によったかを調べている。そのなかで、1987年以降第1四半期から2005年第3四半期について、雇用調整を実施した事業所の割合と、雇用調整を実施したうち希望退職募集・解雇を実施した比率をまとめたのが次の図1である。残念ながら、この調査では雇用調整の規模を尋ねていない。したがって、雇用調整の結果解雇がどの程度発生したかは不明であるが、解雇数のおおまかな傾向をつかむことは可能と思われる。

川口他（2005）でも言及されているように、1990年以降では、3回にわたって雇用調整の波が発生し、ピークでの水準が徐々に低下する傾向にあるのがわかる。それに対して、雇用調整の方法として希望退職募集・解雇を選択した事業所の割合は、1999年前後に増加しているものの、趨勢的な低落傾向は一見しただけでは観察されない。したがって、雇用調整の実

図表1:「労働経済動向調査」より雇用調整実施事業所割合の推移
(1987～2005年)



施事業所数自体は減少傾向にあるものの、雇用調整方法として希望退職募集や解雇が以前より一般化していることを示唆している⁴。経済全体で雇用調整の頻度が少なくなったとしても、解雇が減少傾向にあると判断することはできないことが示唆されよう。

(2) 「雇用動向調査」

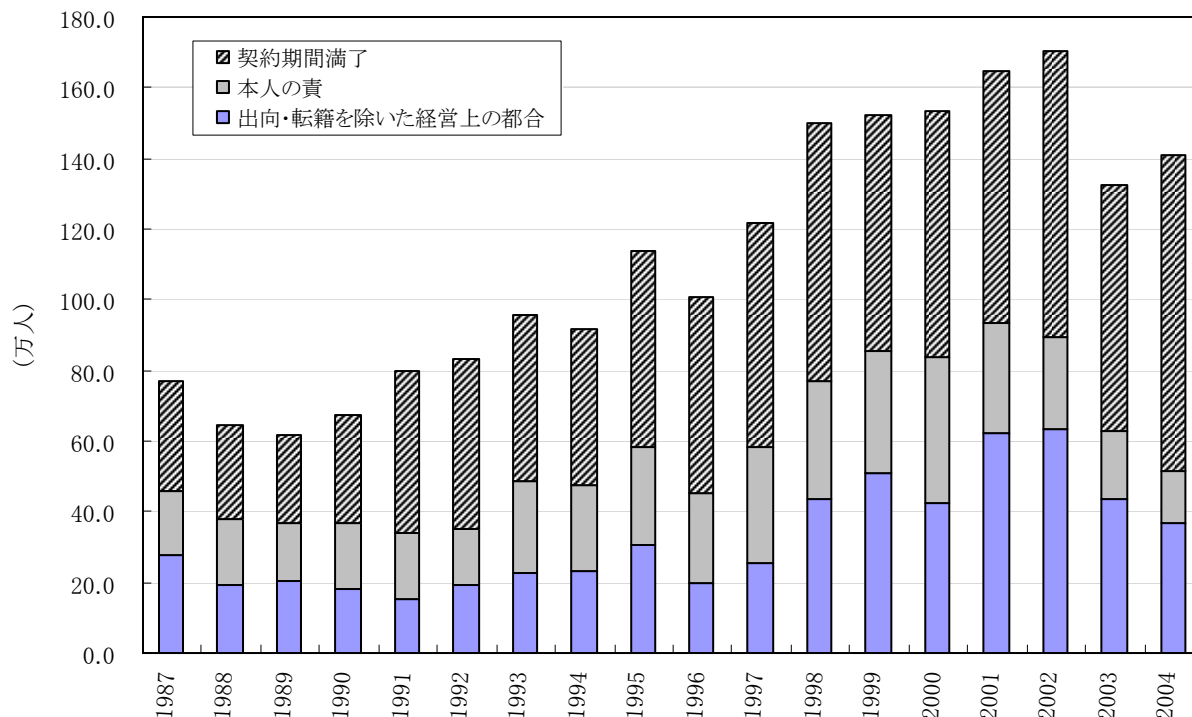
次に「雇用動向調査」より、解雇による離職者がどの程度発生していたかをまとめる。「雇用動向調査」では、事業所を離職した常用労働者についてその理由を報告するように（事業所担当者に対して）求めている。ただし、調査票に掲載された離職理由の選択肢に解雇という項目はないので、そのうち、「出向・転籍を除いた経営上の都合」および「本人の責による」による離職を解雇類似と解釈する。おおまかには、本人に責任のない解雇（いわゆる整理解雇）が前者にあたり、本人に責任のある解雇（いわゆる普通解雇・懲戒解雇）が後者にあたりと考えられる⁵。この2つの理由による離職者数をひとまずは解雇数とし、その推移を示したのが図2である。ただし、解雇には有期契約の雇い止めも含まれる場合があることから、

⁴ ただし、今回の景気回復は業種間、企業規模間などのばらつきも観察されており、業績が厳しい企業では希望退職募集や解雇といった手段を講じざるを得ない企業も残されている可能性は否定できない。

⁵ 「雇用動向調査」の用語説明では、「経営上の都合」については「事業の縮小、合理化等事業経営上の理由で解雇された場合。企業からの要請により希望退職に応じた場合も含める。」、「本人の責による」については「重大な服務規則違反など本人の行為により解雇された場合。」とある。

契約期間の満了を離職理由とする系列もあわせて掲載した⁶。

図表2:「雇用動向調査」より離職者数の推移
(1987～2004年)



これによると、「出向・転籍を除いた経営上の都合」による離職者数は、1997年頃まで年間20万人前後で推移していたのが、それ以降趨勢的に上昇し、2001年および2002年に年間およそ60万人を数えるにいたっている（この18年平均は32.5万人/年）。これは、図1における希望退職募集・解雇の実施割合の動向と一致する。また、「雇用動向調査」では2003年および2004年には減少傾向が観察されるが、図1における雇用調整実施事業所割合の減少傾向と符合する。また、「本人の責」による離職者数は、やはり1997年から2000年頃まで増大したものの、この18年間を通してみればおおむね20万人程度で比較的変動は少ない（18年間の平均は24.6万人/年）。

これらに対して、契約期間の満了による離職者数は1989年前後から持続的に増大傾向が観察され、その増加幅も大きい（期間中平均55.3万人/年、分散370.3）。労働市場全体で有期非典型雇用が拡大した影響が強いと考えられる。

「雇用動向調査」からは、少なくとも年間50万人から100万人の単位で解雇が発生しており、1990年前後あるいは1997年前後を境に水準が高まっていると考えることができる。

以上は事業所調査からみた解雇の趨勢である。ただし、「労働経済動向調査」は事業所規模

⁶ 繰り返しとなるが、「本人の責による解雇」をどこまで整理解雇ととらえるかは議論が分かれるところであり、ここでの数値は雇止めなども含むことを強調しておく。

30人以上、「雇用動向調査」は事業所規模5人以上に関するサンプル調査であり、調査対象を常用労働者に制限しているため、労働市場全体を示していない可能性もある。

(3) 「就業構造基本調査」

この点につき、世帯調査を用いて補足しよう。労働関係の世帯調査の代表である「労働力調査」では、完全失業者で前職のあるものに対して、求職理由として「定年または雇用契約の満了」「勤め先や事業の都合」「自分や家族の都合」のなかから選択させている⁷。調査時点で完全失業者であった労働者にのみきいているので、転職した労働者や離職後非労働力化した労働者については不明である。またいつの時点で離職したのかも不明なので、これに基づいて年間解雇数を類推するのは適切ではない可能性が高い。ちなみに、「勤め先や事業の都合」により離職したとする完全失業者は、2002年に115万人、2003年に108万人、2004年に86万人とある。

これに対して「就業構造基本調査」では、調査時点(9月第4週)の労働力状態によらず、調査時点より1年以内に離職経験があるか否かをきいており、離職経験がある場合には離職理由を尋ねている。その結果によれば、2001年10月より2002年9月までの間に「人員整理・勸奨退職のため」および「会社倒産・事業所閉鎖のため」離職したのは、およそ1,332千人にのぼる⁸。また「定年または雇用契約満了のため」という項目も選択肢としてあり、同時期に798千人が該当している。一方、「雇用動向調査」によれば、2002年1月から12月までの「出向・転籍を除いた経営上の都合」、「本人の責」、「契約期間満了」による離職者はそれぞれ634千人、259千人、812千人で、他に「定年」による57千人の離職者がいる。これを比較したのが図表3である。

1997年および1992年に関しては、定年・契約期間満了による離職が「就業構造基本調査」のほうで少ないほかは、解雇に関しては、両調査でそれほど大きな違いはない。ところが、2002年に関しては、解雇に関する両者の食い違いは比較的大きい。また、1987年に関しては、「雇用動向調査」において建設業が他産業と異なるフレームで調査されているためか、離職者総数のズレと比較すると解雇数は「就業構造基本調査」でより少なく捕捉されていることがわかる。図1をみると、2002年および1987年はいずれも雇用調整実施事業所割合がピークをうった時期にあたり、1997年および1992年は高水準を保っているとはいえ、雇用調整実施事業所割合は底に近い。両調査が乖離する理由としては、四半期のズレがあること、事業所規模5人未満における解雇があること、臨時雇い扱いの労働者の(契約期間途中の)解雇があること、使用者と労働者の認識の違いがあることなどが考えられるが、やはり雇用調整時には事業所からは解雇が過小に申告されるのかもしれない。現時点でどのような原因か

⁷ 2002年調査より。

⁸ 「本人の責」と「人員整理・勸奨退職のため」「会社倒産・事業所閉鎖のため」の離職を、直接比較することには異論もあるかもしれない。

図表 3: 離職者理由に関する「就業構造基本調査」と「雇用動向調査」の比較 (千人)

「就業構造基本調査」			「雇用動向調査」	
	(a)	(a)/(b)	(b)	
調査時期	2001年10月～2002年9月		2002年1月～2002年12月	
離職者総数	7482	1.10	6820	離職者総数
人員整理・勸奨退職のため	757		634	出向・転籍を除いた経営上の都合
会社倒産・事業所閉鎖のため	575		259	本人の責
小計	1332	1.49	893	小計
			812	契約期間満了
定年または雇用契約満了のため	798	0.92	57	定年
			869	小計
2002年「就業構造基本調査」第116表				
調査時期	1996年10月～1997年9月		1997年1月～1997年12月	
離職者総数	6290	1.18	5317	離職者総数
人員整理・勸奨退職のため			197	出向・転籍を除いた経営上の都合
会社倒産・事業所閉鎖のため			255	本人の責
小計	537	1.19	452	小計
			553	契約期間満了
定年または雇用契約満了のため	518	0.85	59	定年
			612	小計
1997年「就業構造基本調査」第7表・第8表 (http://www.stat.go.jp/data/shugyou/1997/2.htm)				
調査時期	1991年10月～1992年9月		1992年1月～1992年12月	
離職者総数	5606	1.00	5593	離職者総数
人員整理・勸奨退職のため			190	出向・転籍を除いた経営上の都合
会社倒産・事業所閉鎖のため			162	本人の責
小計	341	0.97	352	小計
			481	契約期間満了
定年などのため	427	0.82	42	定年
			523	小計
1992年「就業構造基本調査」第89表・第90表				
調査時期	1987年10月～1987年9月		1987年1月～1987年12月	
離職者総数	5398	1.41	3841	離職者総数
人員整理・勸奨退職のため			277	出向・転籍を除いた経営上の都合
会社倒産・事業所閉鎖のため			182	本人の責
小計	593	1.29	458	小計
			313	契約期間満了
定年などのため	476	0.97	176	定年
			489	小計
1987年「就業構造基本調査」第61表				

は不明であるが、この意味では、「雇用動向調査」による解雇数把握は過小評価となる可能性があることは念頭におくべきであろう。

(4) まとめ

以上の考察から、日本において解雇数を正確に把握する統計は存在しないが、「雇用動向調

査」における解雇数（「出向・転籍を除いた経営上の都合」および「本人の責」による離職者数）が大まかな趨勢を反映していると想定できよう。それによると、1996年前後まで年間40万人程度で推移し、2001年に90万人強でピークをうつつまで増加、その後若干減少に転じ、2004年には50万人程度となったと考えられる。ただし、とくに2002年の動向に関しては、「就業構造基本調査」との乖離が認められ、過小報告の可能性があること、いわゆる雇い止めによる解雇は含まれないことに留意する必要がある。

3. 解雇紛争の推移

年間数十万人、離職者総数の一割前後をしめる解雇が、紛争もなく実現しているとすれば、日本における解雇費用はそれほど高くないのかもしれない。この点を確認するために、解雇がどの程度紛争となっているかを調べよう。

(1) 「労働争議統計調査」

一般に「紛争」の定義は難しい。

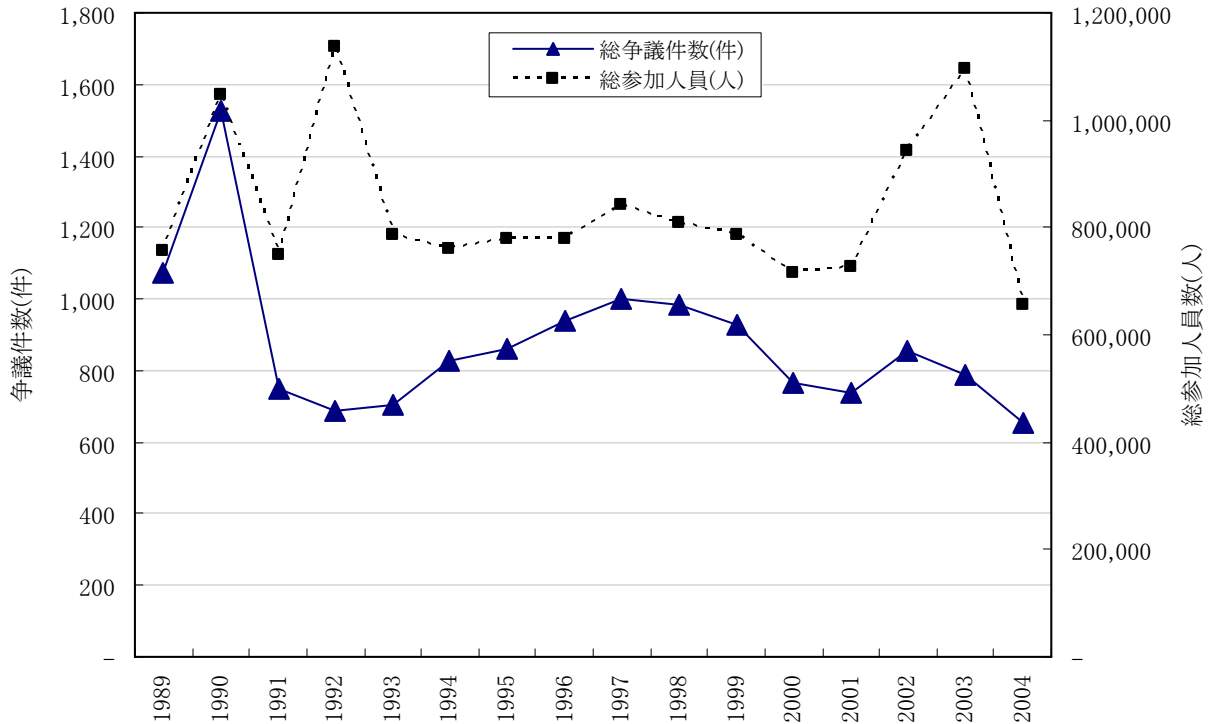
まずは「労働争議統計調査」によって争議件数を把握することができる。当調査での労働争議とは、「原則として労働者の地位の向上に関係ある事項に関して労働組合又は労働者の団体とその相手方との間で生じた紛争のうち、争議行為が現実には発生したもの又は解決のために第三者が関与したもの」としている⁹。本来は、集団的労使交渉は個別労働契約の解除である解雇とは直接関わりがないかもしれない。しかし、少なくとも1980年代までは解雇は、整理解雇・個別解雇を問わず労使紛争の種であり、したがって解雇紛争において争議行為が発生することも少なくなかったと思われるので、確かめておく必要がある。

1989年より2004年までの（春季賃上げ争議以外の）労働争議件数と参加人員数を示したのが図表4である。争議件数は若干の変動を伴ってはいるが、基本的に1991年以来明確なトレンドはみられない。図2における解雇数が1997年～2001年まで明確な上昇基調にあるのとは大きな違いで、解雇に関わる紛争が労働争議の中心ではなくなったことを示唆している。実際、2004年における争議件数737件のうち、主要な2つの要求項目の中に「解雇反対・被解雇者の復職」を掲げたのは154件に過ぎない。同時期に雇用調整を行った事業所は15～17%をしめており¹⁰、雇用調整・解雇が労使紛争に結びつかなくなっている事情がうかがえる。

⁹ なお、当該労使間の労働関係において直接関わりのない事項に関する紛争（支援スト、政治ストなど）であっても、それによって業務の正常な運営を阻害する行為が生じた場合は調査の対象としている。

¹⁰ 「労働経済動向調査」によれば、雇用調整の手段としては、残業規制や配転等が主であり、希望退職の募集、解雇の事業所割合は1～2%程度である。

図表4:「労働争議統計調査」より労働争議件数の推移
(1989～2004年、ただし春闘による争議を除いている)



(2) 労働委員会

労使紛争と解雇との関連については労働委員会からも情報を得ることができる。次の図表5は近年労働委員会に係属された事件の数を示している。新規申立数は年間千件前後と安定しており、やはり図1に示された雇用調整実施事業所割合や図2に示された解雇数の動向とは強い関連を見出すことはできない。

図表5:労働委員会への係属累計数(2000～2004)

	前年繰越	新規申立	係属累計
2000	1,182	997	2,179
2001	1,187	942	2,129
2002	1,023	1,028	2,051
2003	1,006	968	1,974
2004	953	842	1,795

注) 全国の労働委員会が初審事件として扱った事件で、不当労働行為事件、調整事件の総計

以上のように、労働争議や労働委員会といった集団的労使交渉の枠組みでは、解雇紛争の実態を観察することができないことがわかる。

(3) 個別労働紛争解決制度

こういった労使交渉と労働紛争の関係の変化に応じて、2001年10月1日より、「個別労働

関係紛争の解決の促進に関する法律」が施行された。各都道府県労働局において、労働局長による助言・指導、紛争調整委員会による斡旋等の個別労働紛争解決制度が開始されたのである。それに伴い、全国に300箇所程度の総合労働相談コーナーが開設され、労働問題の初期相談が実施されるようになってきた。そのうち、解雇に関わる利用状況を示したのが図表6である。

図表 6: 個別労働紛争解決制度の利用状況

	総計	民事上の個別労働紛争に係る相談の件数					「雇用動向調査」による解雇数(万人)	
		うち			解雇小計		(b) ^(注1)	(a)/(b) (%)
		普通解雇	整理解雇	懲戒解雇	(a)	(%)		
2001年10月～12月	20,470	4,419	1,503	638	6,560	32.0	23.3	2.8
2002年1月～3月	20,814	4,400	1,553	553	6,506	31.3	23.3	2.8
2002年4月～2003年3月	103,194	22,828	6,507	3,119	32,454	31.4	89.3	3.6
2003年4月～2004年3月	140,822	34,910	7,783	4,484	47,177	33.5	62.9	7.5
2004年4月～2005年3月	160,166	36,973	7,347	4,711	49,031	30.6	51.4	9.5

(注1) 「雇用動向調査」より「出向・転籍を除いた経営上の都合」および「本人の責」による離職者数。ただし、第1行および第2行については、4で割り3か月分とした。

(出所) 厚生労働省「個別労働紛争解決制度施行状況」

制度が始まってから日が浅いためか、雇用情勢のためか、開始以降相談件数は増加の一途をたどっている。そのなかで解雇に関わる相談は常に3割程度を占めており、2004年4月～2005年3月ではおよそ5万件の相談が寄せられた。この傾向は、「雇用動向調査」における解雇数が減少傾向にあるのと対照的で、結果として「雇用動向調査」の解雇数と相談件数の比率は上昇しつつある。また、労働争議や労働委員会の新受件数との相違も明確で、制度定着まで評価は慎む必要があるが、集团的労使交渉の枠組みから外れた紛争が多発しており、その重要なひとつに解雇に関わる紛争があることがうかがえる。

(4) 最高裁判所事務総局「労働関係民事・行政事件の概要」

以上のように、解雇紛争の実態もまた茫漠としており、解雇のうちどの程度が紛争になるのかもはっきりとしない。しかし、もし「紛争」を「裁判所への出訴」と狭く考えれば、解雇紛争がどの程度発生しているかを確かめられるかもしれない。この点では、最高裁判所事務総局が毎年「労働関係民事・行政事件の概要」を出版しており、裁判所への解雇紛争の出訴の概要を把握できる。

図表7は通常訴訟、図表8は仮処分申請について、地方裁判所への出訴数をまとめたものである。原告(申請者)が労働者、被告(被申請者)が使用者で、「雇用契約存在確認など」または「解雇の効力停止など」に分類される事件が、解雇紛争であると考えられる。この分類は、訴状に記された請求内容をみて地方裁判所の書記官が分類しており、必ずしも事件の本

質と一致しないかもしれない。たとえば、解雇時の賃金請求をめぐる紛争が、賃金を請求するがゆえにその前の段階で雇用関係の存在を確認する必要があり、結果として「雇用関係存在確認など」に分類され解雇紛争と数えられる可能性などがある。しかし、紛争の本質が解雇にあるのか賃金（あるいは一時金）請求にあるのかは、事件を具体的に紐解いてみなければ判断はつかないであろう。また、これらの分類は当事者が裁判中に具体的にやり取りするに当たって使用される事件名となるので、まったく的をはずした命名であるとも考えにくい。したがって、この調査に従って裁判所における解雇事件を定義しても当面は差し支えないと考える。

図表 7: 民事通常訴訟事件当事者別請求類型別新受件数(全地方裁判所)

年次	新受件数	原告・労働者 被告・使用者				原告・使用者 被告労働者	その他
		総数	雇用契約存在確認など	賃金など	その他	雇用契約負存在確認・損害賠償など	除名決議無効確認など
1979	627	589	162	389	38	26	12
1980	605	567	146	389	32	19	19
1981	646	602	133	421	48	30	14
1982	1367	678	167	450	61	669	20
1983	698	656	226	380	50	32	10
1984	671	618	213	374	31	29	24
1985	609	548	165	334	49	38	23
1986	745	706	178	428	100	20	19
1987	723	679	194	405	80	20	24
1988	735	685	150	400	135	32	18
1989	640	602	158	357	87	22	16
1990	647	565	164	333	68	41	41
1991	662	584	147	379	58	48	30
1992	892	777	194	520	63	86	29
1993	1307	1216	272	834	110	76	15
1994	1507	1436	326	975	135	54	17
1995	1552	1471	309	997	165	61	20
1996	1525	1435	322	1002	111	71	19
1997	1656	1587	336	1102	149	52	17
1998	1793	1714	342	1224	148	56	23
1999	1802	1724	396	1151	177	55	23
2000	2063	1987	410	1311	266	61	15
2001	2119	1995	423	1303	269	114	10
2002	2309	2153	474	1382	297	138	18
2003	2433	2319	530	1473	316	103	11
2004	2519	2309	573	1427	309	186	24

最高裁判所事務総局「労働関係民事・行政事件の概要」各年版

図表 8: 仮処分申請事件申請人別申請類型別新受件数(全地方裁判所)

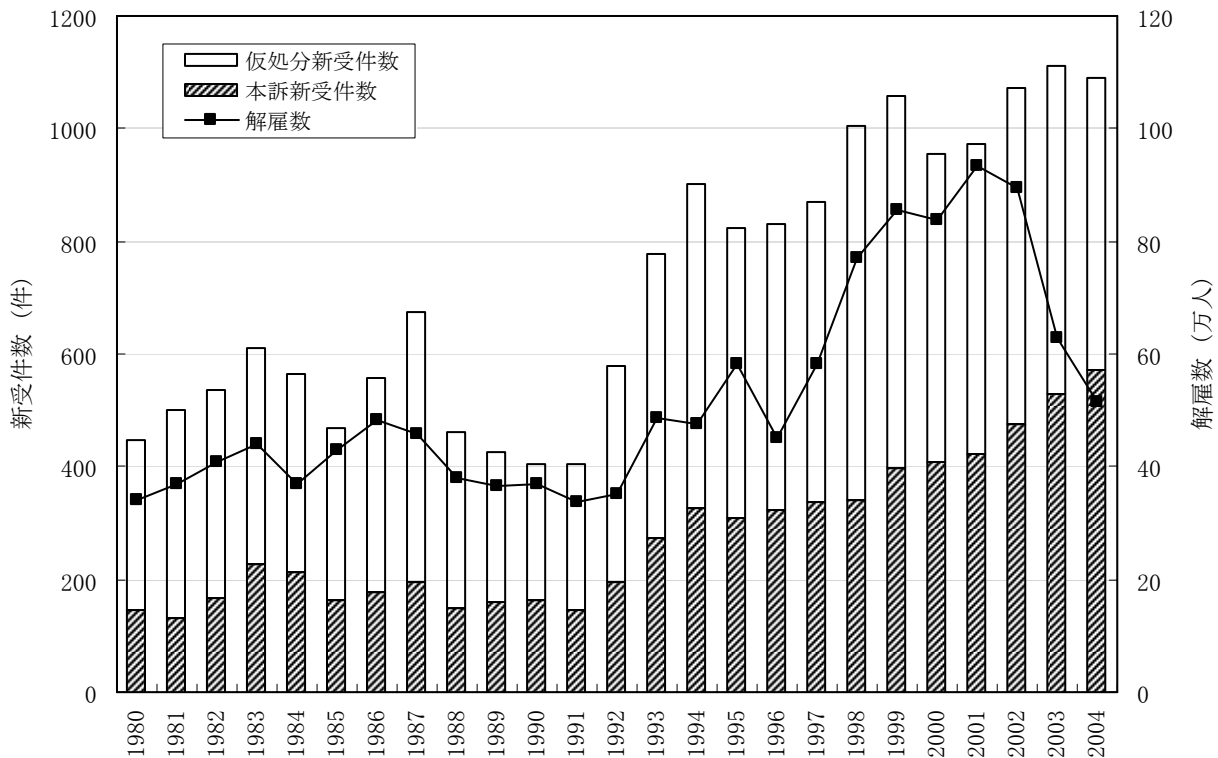
年次	新受件数	労働者側申請				使用者側申請	その他
		総数	解雇の効力 停止など	賃金等支払	その他	立ち入り禁止	除名の効力 停止など
1979	667	633	344	195	94	27	7
1980	577	536	302	183	51	34	7
1981	589	556	369	133	54	22	11
1982	635	597	370	154	73	27	11
1983	649	614	385	149	80	19	16
1984	598	555	352	148	55	31	12
1985	517	494	303	126	65	15	8
1986	735	692	378	141	173	29	14
1987	671	637	480	94	63	22	12
1988	518	490	313	90	87	15	13
1989	426	396	267	65	64	18	12
1990	353	331	241	35	55	14	8
1991	392	358	257	21	80	19	15
1992	485	465	385	65	15	12	8
1993	642	621	506	94	21	17	4
1994	804	775	576	106	93	23	6
1995	696	668	513	80	75	25	3
1996	686	652	509	74	69	27	7
1997	705	686	534	86	66	12	7
1998	792	779	661	79	39	10	3
1999	815	791	661	76	54	17	7
2000	682	660	544	63	53	14	8
2001	708	676	551	66	59	31	1
2002	768	740	599	80	61	23	5
2003	726	699	582	69	48	21	6
2004	649	623	517	66	40	24	2

最高裁判所事務総局「労働関係民事・行政事件の概要」各年版

図表 9 は図表 7 および図表 8 より解雇事件の新受件数を取り、「雇用動向調査」の解雇数とあわせて示したものである。

解雇数が増加に転じた 1992 年以降、平行して新受件数も増加傾向にあることがわかる。実際、両者の相関は高く、解雇数と本訴新受件数との間の相関係数は 0.74、仮処分新受件数との相関係数は 0.81 であった。ただし、2002 年以降は解雇数が減少傾向にあるのに対して解雇事件は減少傾向にあるとは言いがたい。むしろ本訴事件などは増加傾向を保っているとも考えられる。これには 2001 年の雇用対策法の改正などが関係しているかもしれないが、これは推論の域を出るものではない。

図表9：地方裁判所における解雇事件の新受件数の推移（1）
（1980～2004年：ただし、1980～1983年は出向を含む）

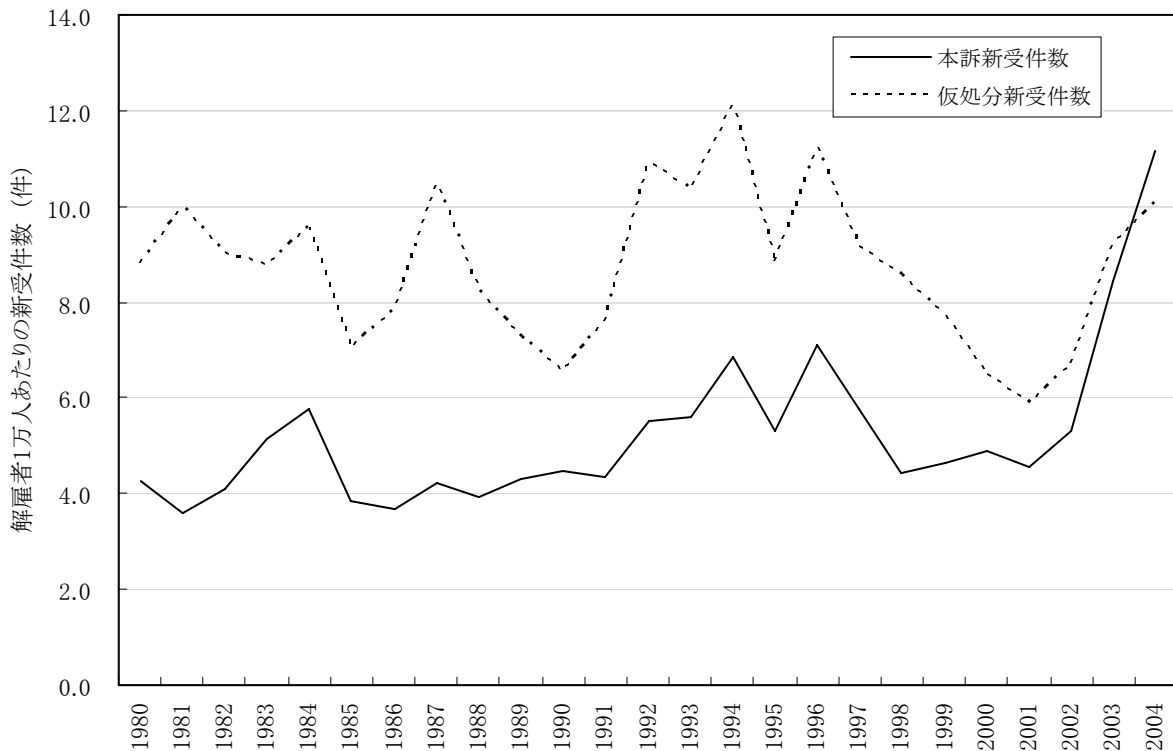


この点を確認するために、図表 10 では「雇用動向調査」の解雇数 1 万人あたりの解雇事件新受件数の推移を、1980 年から 2004 年までに関して、本訴地方裁判所合計および仮処分地方裁判所合計について示した。まず仮処分新受件数は、解雇数 1 万人あたり 7～12 件程度で推移しており（全期間に渡って新受件数総計/解雇数総計を計算すると 1 万人あたり 8.5 件であった）、比較的変動がみられる。ただし、ピークを形成するのは 1987 年、1992 年から 1997 年で、景気循環との相関はそれほどはっきりしていない。また、最近 20 年間の動向のなかでは 2001 年以降がとりたてて高い水準を示しているわけでもない。

一方、地裁における本訴新受件数は、2002 年まで解雇数 1 万人あたり 4～6 件程度で安定的に推移していたのが、2003 年以降急上昇し 2004 年には 10 件を超え、仮処分新受件数と同程度の割合となっているのがわかる（全期間に渡って新受件数総計/解雇数総計を計算すると 1 万人あたり 5.3 件であった）。もちろん、雇用動向調査における解雇数が過小評価されている可能性はあるが、仮処分新受件数と異なる傾向が観察されるのは、調査計数のみの問題ではないことを示唆している。一般には仮処分は本訴の前段階として考えられているが、2003 年および 2004 年には仮処分を経ずに通常訴訟を提起する事件が多くなり、解雇事件に関わる訴訟行動が大きく変化した可能性を指摘できよう¹¹。

¹¹ この他に、この時期、雇用情勢の改善がみられたことを反映した動きである可能性もある。

図表10: 地方裁判所における解雇事件の新受件数の推移 (2)
(1980～2004年:ただし、1980～1983年は出向を含む)



(5) まとめ

労働争議に関する調査から解雇紛争の実態を把握するのは難しい。むしろ、裁判所に訴えられた事件数を基とするのが適当であろう。その意味で最高裁事務総局が毎年出版している「労働関係民事・行政事件の概要」は重要な資料となる。それによると、解雇に関わる事件は、解雇数の増加に従って1992年前後から増加傾向にある。ただし、解雇数の増加以上に事件数が増加する傾向はなく、解雇数1万人あたり仮処分で8件前後、通常訴訟で5件前後、あわせて14件前後で推移していた。少なくとも2000年前後までの事件数の増加は、解雇数の増加で説明されそうである。この安定的な関係は、いわゆる解雇権濫用法理の確立と無縁ではなく、その内実には様々な議論があるにせよ、法理解釈や裁判実務など解雇に関わる紛争環境が安定していたことを示唆している。

しかし、特に2003年および2004年には、通常訴訟について、解雇数1万人あたり8.4件(2003年)、11.2件(2004年)と大幅に上昇した。その原因として、第2節で指摘したとおり、雇用動向調査の解雇数の過小報告、非正規雇用や期限の定めのある雇用契約の普及に随った雇い止めに関わる事件の増加、裁判実務の簡素化などを通じた審理期間の短縮などが考えられる。ただし、上記のような通常訴訟の頻度に対して、仮処分の頻度は解雇数1万人あたりそれぞれ9.3件、10.1件と目立った上昇は観察されず、これらの要因の説明力は限定的かもしれない。なぜなら、これらの要因は仮処分申請、通常訴訟提起双方に同様の影響を与

えると考えられるからである。

その他の要因としては、まず 2001 年 10 月より個別労働紛争解決制度が開始され、それまで公的裁判制度の俎上に載らなかった紛争が多く現出したことが考えられる。個別紛争解決制度と公式裁判制度の実態的關係（たとえば個別紛争解決制度で斡旋が打ち切られた場合は仮処分を経ずに通常訴訟に持ち込まれやすいかなど）はまだ明らかにされていないが、この制度が人々の訴訟行動に影響を与えた可能性はある。また 2000 年に東京地裁労働部において出された一連の判決がそれまでの解雇権濫用法理の解釈を変えるものとして議論になったが、解雇権濫用法理の解釈が動揺し、訴訟行動に変化が生じた可能性も考えられる。

この点を確かめるためには、より裁判実務に即した解雇事件の内容・結果、とりわけ労働者側の勝訴率の変化などを観察することが必要であろう。この点について次節で分析する。

4. 解雇事件の帰趨（特別集計）

前節までにみたように、最高裁事務総局「労働関係民事・行政事件の概要」は解雇紛争を定量的に考察する上で基礎的な資料といえる。しかし、事件の結末については当事者別の集計しか掲載されておらず、裁判所の判断の変化についての情報はあまり豊かではない。特に、雇用関係を締結したまま賃金などについて争う紛争と、雇用関係そのものについて争う紛争を同様に扱うには無理がある。また、地方裁判所・高等裁判所毎の訴訟動向も省略されており、地域的な経済活動と裁判所の判断との関係もみることができない。

そこで、最高裁事務総局に解雇に関わる事件について特別集計を依頼した。本節はその結果を分析する。

(1) 事件票

最高裁判所事務総局では、裁判実務の迅速化を目的に、事件に関する要約を電子化して管理するようになった。司法統計や前記「労働関係民事・行政事件の概要」に掲載される各種計数表は、この事件票を集計したものである。

労働事件については、労働・知的財産権関係民事事件票という形で特に形式が定められており、第一審訴訟（民票 13）、控訴（民票 14）、上告（民票 15）、保全等（民票 16）、保全等抗告（民票 17）の 5 種類がある。記載内容はそれぞれ異なるが、例えば第一審訴訟事件票であれば、事件番号、原告数、被告数、労働・知的財産権の別、事件の種類、終局区分、原告・被告訴訟代理人の有無、訴額、弁論の有無、証拠調べ人数などが記録されることになっている。事件の種類は、先に見たように地方裁判所書記官あるいは裁判官が適当なものを選択する形式になっている。

今回は、この事件票に基づき現行システムが運用されるようになった 1987 年 1 月 1 日から

2004年12月31日までに終局した労働関係民事事件のうち、地方裁判所における通常訴訟および仮処分申請で、解雇に関わる事件（訴訟の場合は原告労働者側、被告使用者側で「雇用契約存続確認等」に分類される事件、仮処分の場合は申請人労働者側、被申請人使用者側で「地位保全解雇の効力停止等」に分類される事件）に関して特別集計を最高裁判所事務総局に申請した。

以下、この特別集計の結果をかいつまんで紹介する。

(2) 終局区分

解雇事件に関する通常訴訟第一審の終局区分を示したのが図表11である。比較のために全労働事件のうち労働者側が原告である既済事件についての数表も「労働関係民事・行政事件の概要」より併せて掲載した。

図表11: 解雇に関する民事通常訴訟事件終局区分別件数(全地方裁判所)

	全労働事件					解雇事件					全労働事件のうち解雇事件のしめる割合(%)
	終局総数	和解	判決・決定命令	認容	取下げその他計	終局数	和解	判決・決定命令	認容	取下げその他計	
1987	675	301	176	110	198	175	73	52	17	50	25.9
1988	617	294	170	95	153	185	77	54	20	54	30.0
1989	677	309	230	122	138	171	72	62	24	37	25.3
1990	710	329	235	131	146	220	103	76	28	41	31.0
1991	633	293	243	141	97	182	78	68	33	36	28.8
1992	680	305	247	137	128	176	81	57	21	38	25.9
1993	927	403	349	196	175	195	88	65	20	42	21.0
1994	1117	497	433	250	187	227	100	78	25	49	20.3
1995	1371	623	543	328	205	292	132	117	30	43	21.3
1996	1453	671	580	380	202	285	121	106	44	58	19.6
1997	1489	707	554	316	228	321	157	123	48	41	21.6
1998	1620	775	567	359	775	359	172	126	57	61	22.2
1999	1803	835	734	438	438	394	178	159	67	57	21.9
2000	1985	908	791	468	286	412	184	162	62	66	20.8
2001	1964	887	828	532	249	429	180	192	93	57	21.8
2002	2098	964	876	565	258	436	194	194	96	48	20.8
2003	2240	1055	940	588	245	524	230	228	113	66	23.4
2004	2306	1117	912	533	277	523	251	190	83	82	22.7

出所)解雇事件:

最高裁判所事務総局特別集計

計数の内容については本文参照のこと、

全労働事件:

最高裁判所事務総局「労働関係民事・行政事件の概況」『法曹時報』各年版

地方裁判所における労働関係民事通常訴訟事件のうち、労働者側が原告である既済事件について列挙。

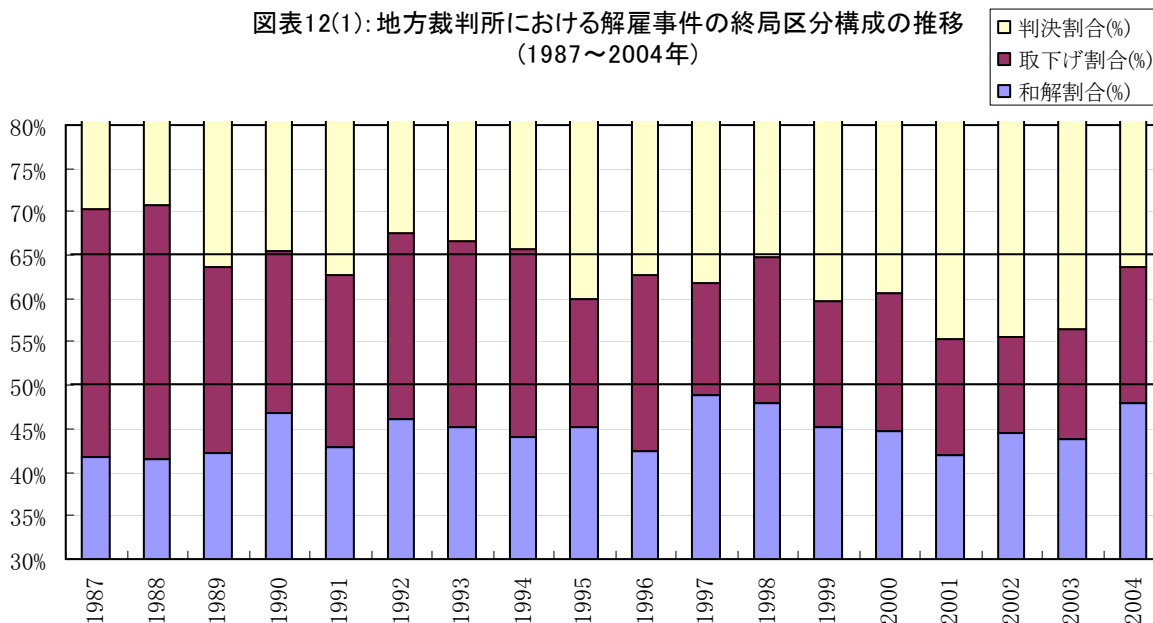
ただし、認容は一部認容を含む。

解雇事件数は1980年代後半から1990年代初頭まで200件弱だったのが、1990年代中葉より増加し、2003年および2004年には500件を越えた。労働事件全体では、1980年代後半から1990年代初頭まで700件弱だった終局数が、1990年代中葉よりやはり増加傾向に転じ、2002年以降2000件を越えた。全労働事件にしめる解雇事件の割合は20%前後で比較的安定しており、2000年以降に顕著に上昇したとは認められない。

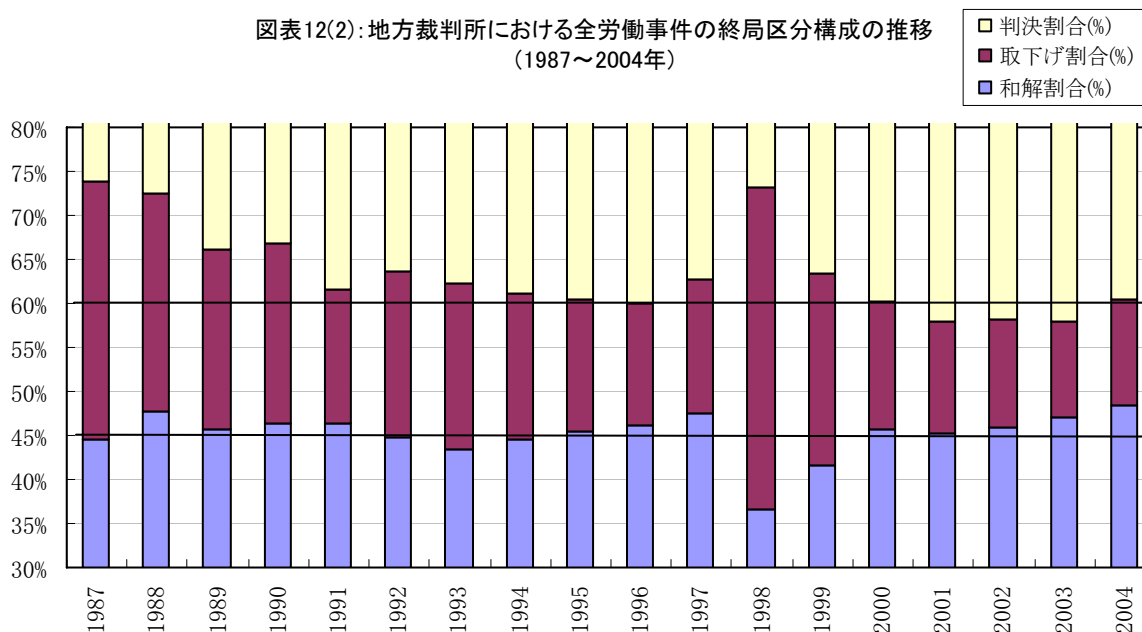
終局区分の構成比をわかりやすく図示したのが次の図表12である。解雇事件に関して図表

12(1)で、解雇事件を含む全労働事件に関して図表 12(2)で示した。

図表12(1): 地方裁判所における解雇事件の終局区分構成の推移 (1987~2004年)



図表12(2): 地方裁判所における全労働事件の終局区分構成の推移 (1987~2004年)



解雇事件、全労働事件ともに和解割合が45%前後をしめており、期間を通じて顕著な変動は観察されない（ただし、全労働事件については1989年に異常な値が観察される。これは、いわゆる国鉄ブルートレイン事件（国鉄ブルートレイン乗務検査手当等不当利得返還請求事件）のうち530件が一括して取り下げられたためと考えられる。この530件を除くと、1998年の和解割合は48.8%となり大きな変化はない）。

判決にいたる割合も、解雇事件・全労働事件ともに30~40%で推移している。ただし、全

労働事件については1987年の26.1%より1991年の38.4%まで上昇傾向があり、1991年以降は40%弱、1999年前後より40%強で安定している（1998年について上記国鉄ブルートレイン事件を除くと判決比率は35.7%であった）。これに対して解雇事件については1988年の29.2%を底として上下動をともないつつ2001年44.8%まで上昇傾向を保ったとも観察される。その結果、取下げ割合は減少し、2000年前後では終局数の10%強程度をしめるのみである。

訴訟を取り下げるには原告・被告双方の同意が必要であるので、取下げで終わる事件の背後では裁判外の和解が成立している可能性が高い。これに対して和解で終局する場合には、通常和解原案は裁判所から原告・被告に提示され、和解調書も裁判所に原本として保存されるので、より積極的に裁判官が介入していると考えられる。これらを考慮すると、1980年代後半以降の全体の傾向として、裁判外和解の機能が低下し、よりはっきりとした裁判所の介入を求める傾向が強くなってきた可能性は指摘できよう。

この点を確認するために、次の図表13で勝訴率の推移を示した。ここで勝訴とは、労働者側が原告である訴訟について請求内容が（一部）認められることをさす。もちろん、たとえば懲戒解雇の無効を訴えた事件で、雇用関係の存在は認められなかった（すなわち解雇は有効と判断された）ものの、懲戒処分は酷に過ぎ普通解雇を適用して解雇予告手当を支払えと判決されることもありえる。このような実質敗訴と考えられる場合でも、請求内容の一部が認められたことになるので、本資料シリーズでは原告側勝訴と数えている点には注意を要する。

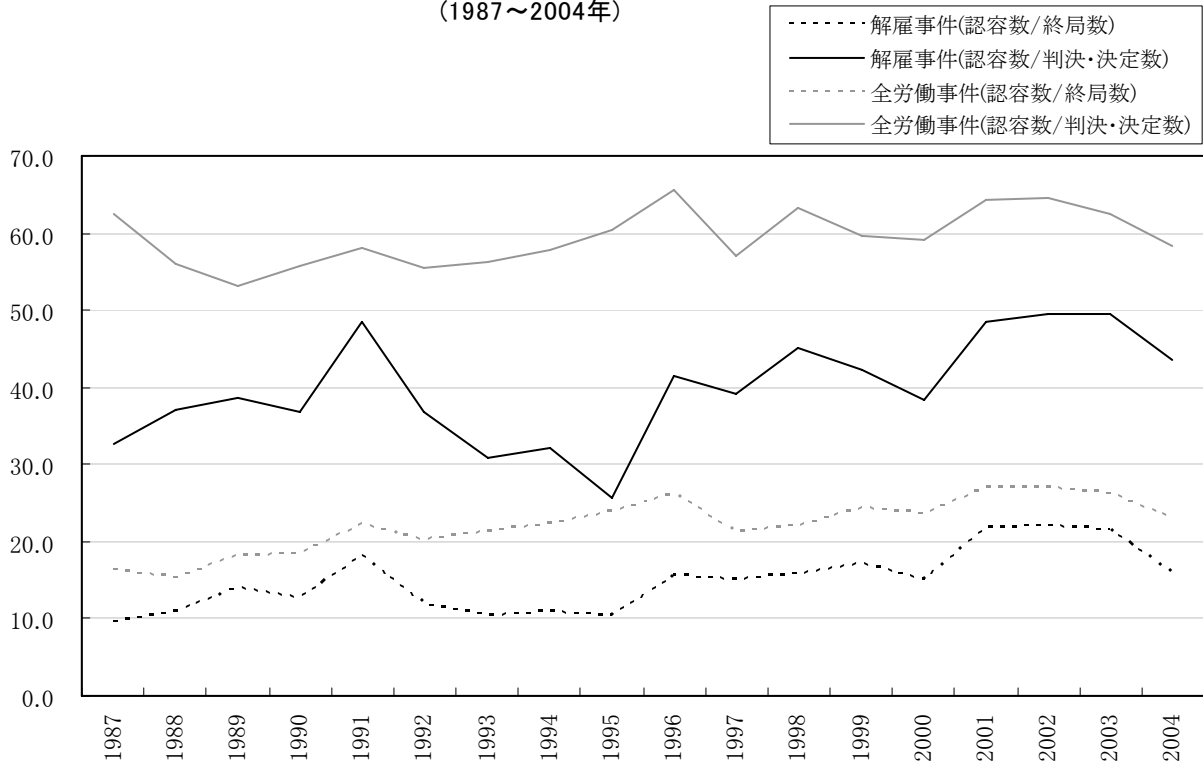
通常訴訟解雇事件の第一審労働者側勝訴率は、終局数全体からみると10～20%程度、判決数からみると30～50%程度で推移しており（期間を通じた勝訴総計/終局総計は16.0%、勝訴総計/判決総計は41.8%である）、労働事件全体よりも常に低く、時期による変動幅が大きい。また、1991年に48.5%で一度ピークを打った後低下し、1995年より再び上昇傾向を保っている。ただし、2001～2003年でもそれぞれ48.4%、49.5%、49.6%と1991年の水準と同等で、18年間のトレンドとして、より長期的に上昇する傾向があるかは判然としない。判決にいたる割合が増えているので、その分終局数全体からみた労働者側勝訴率は上昇している。

また、1999年から2000年に東京地裁で労働者側敗訴の判決が相次ぎ、従来の解雇権濫用法理を変更するものという指摘がなされたこともあったが、労働者側勝訴率が傾向的に低下しているとはいえない。「解雇を有効とすることもやむをえないと思われるケースがたまたま続いたという面があった」ことはデータ上からも確認できる¹²。

次に仮処分の動向を観察しよう。解雇事件に関する仮処分命令事件の終局区分を示したのが図表14である。通常訴訟と同様に、比較のために全労働事件のうち労働者側が申立人である既済事件についての数表も「労働関係民事・行政事件の概要」より併せて掲載した。

¹² 座談会「解雇ルールの立法化をめぐる」p.276. 大内伸哉氏の発言

図表13: 地方裁判所における労働者側勝訴率の推移
(1987～2004年)



図表 14: 解雇に関する仮処分命令事件終局区分別件数(全地方裁判所)

	全労働事件					解雇事件					全労働事件のうち解雇事件のしめる割合 (%)
	終局総数	和解	判決・決定命令	認容	取下げその他計	終局数	和解	判決・決定命令	認容	取下げその他計	
1987	710	226	203	130	281	380	180	107	70	93	53.5
1988	537	191	200	131	146	343	152	111	63	80	63.9
1989	436	162	165	118	109	303	136	100	68	67	69.5
1990	346	161	109	71	76	251	122	78	47	51	72.5
1991	345	158	107	68	80	250	121	77	46	52	72.5
1992	458	195	152	103	111	326	154	101	64	71	71.2
1993	563	256	193	117	114	414	204	135	77	75	73.5
1994	722	322	253	150	147	526	260	180	92	86	72.9
1995	723	324	271	170	128	546	267	197	120	82	75.5
1996	652	318	210	129	124	509	265	161	96	83	78.1
1997	675	341	242	150	92	532	280	189	114	63	78.8
1998	747	333	287	182	127	605	287	233	141	85	81.0
1999	831	418	283	172	130	705	377	241	146	87	84.8
2000	675	300	262	154	113	561	259	223	134	79	83.1
2001	679	312	249	138	118	551	257	213	121	81	81.1
2002	738	336	291	170	111	599	292	234	132	73	81.2
2003	729	324	288	158	117	597	284	229	123	84	81.9
2004	658	312	217	121	129	550	275	183	104	92	83.6

出所)解雇事件:

最高裁判所事務総局特別集計
計数の内容については本文参照のこと、

全労働事件:

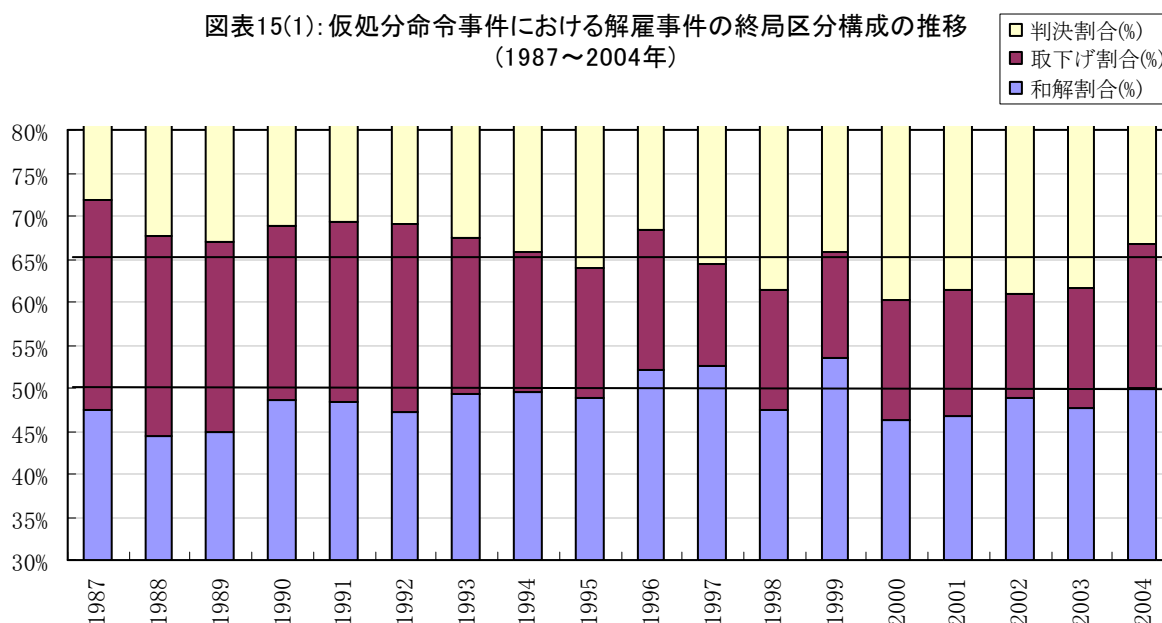
最高裁判所事務総局「労働関係民事・行政事件の概況」『法曹時報』各年版
地方裁判所における労働関係仮処分命令事件のうち、労働者側が申立人である既済事件について列挙。
ただし、認容は一部認容を含む。

通常訴訟と比較して計数の変動が大きい。解雇事件数は 1991 年の 250 件が最小で、1999 年の 705 件が最大となっている。1980 年代末に減少傾向をたどったあと、1990 年代前半に顕著な増大があり、2000 年以降は 500 件後半が続いている。また、労働事件全体にしめる解雇事件の割合が増大していることも特徴のひとつである。1980 年代末から 1990 年代前半にかけて 70%前後だったのが、1990 年代後半より増加し、2000 年代では労働に関する仮処分命令事件の 80%強が解雇に関わる事件だったことがわかる。

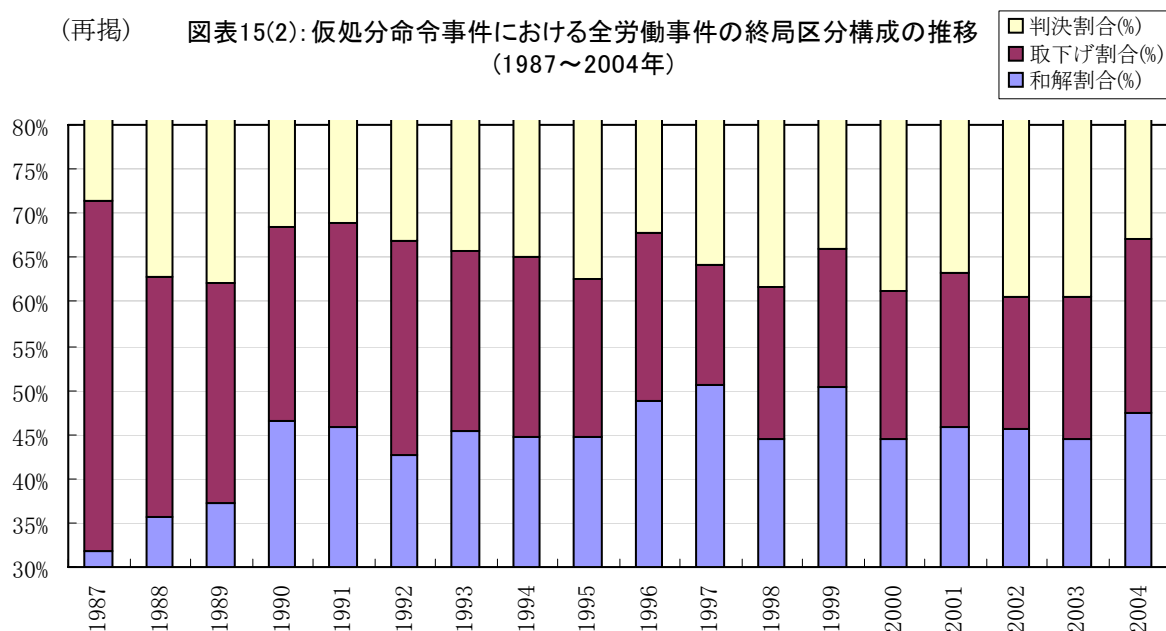
2000 年代の件数の推移は、通常訴訟事件が 1996 年以來ほぼ一貫して増大してきているのと対照的である。通常訴訟と比較すると変動は小さく、終局件数の変動係数は通常訴訟事件で 0.40、仮処分命令事件で 0.29 である。また、労働事件全体にしめる解雇事件の割合が増大していることも特徴のひとつである。1980 年代末から 1990 年代前半にかけて 70%前後だったのが、1990 年代後半より増加し、2000 年代では労働に関する仮処分命令事件の 80%強が解雇に関わる事件だったことがわかる。

図表 15(1)は仮処分の解雇事件における終局区分構成比をみたものである。仮処分事件においては解雇事件が全労働事件の 70~80%をしめているため、両者の比較はあまり重要ではない。ここでは、通常訴訟と比較するために、通常訴訟における解雇事件の終局区分構成比を示した図表 12(1)を再掲した。仮処分事件の和解割合は 50%前後で、通常訴訟と比較すると 5%ポイント前後高めであるがやはり安定的に推移している。仮処分事件の判決割合は 1987 年の 28.2%から 1990 年代初頭までは 30%前後で推移していたのが 1990 年代中葉に増加し、1990 年代末より 40%弱をしめるようになった。この推移は通常訴訟における判決割合の推移と似ているが、通常訴訟においては判決割合が 30%弱から 40%強に上昇しており、上昇幅が仮処分命令よりも大きい。

図表15(1): 仮処分命令事件における解雇事件の終局区分構成の推移 (1987~2004年)

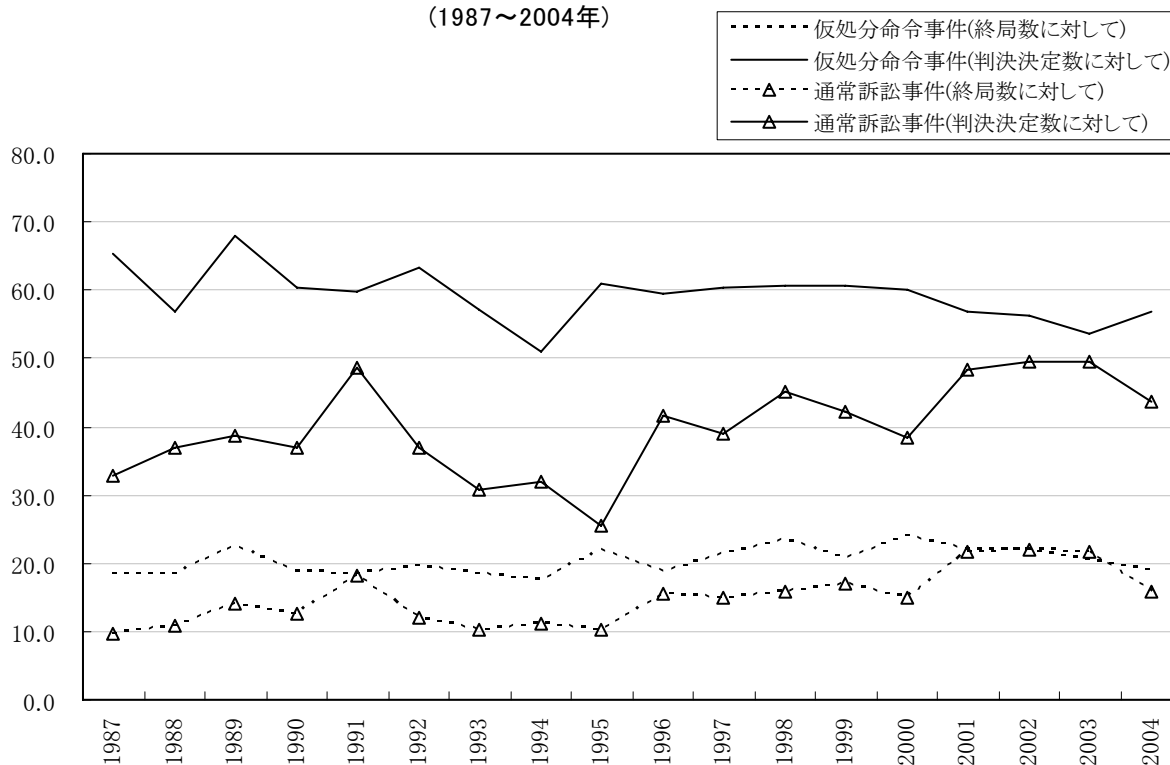


(再掲) 図表15(2): 仮処分命令事件における全労働事件の終局区分構成の推移
(1987~2004年)



図表16は仮処分命令事件における労働者側勝訴率の推移を示したものである。比較のために図表13で掲げた全労働事件通常訴訟の労働者側勝訴率もあわせて掲載した。仮処分命令事件の労働者側勝訴率は、判決・決定に対して60%前後で、終局数全体から見ると20%前後である(期間を通じた勝訴総計/終局総計は20.6%、勝訴総計/判決総計は58.8%である)。通

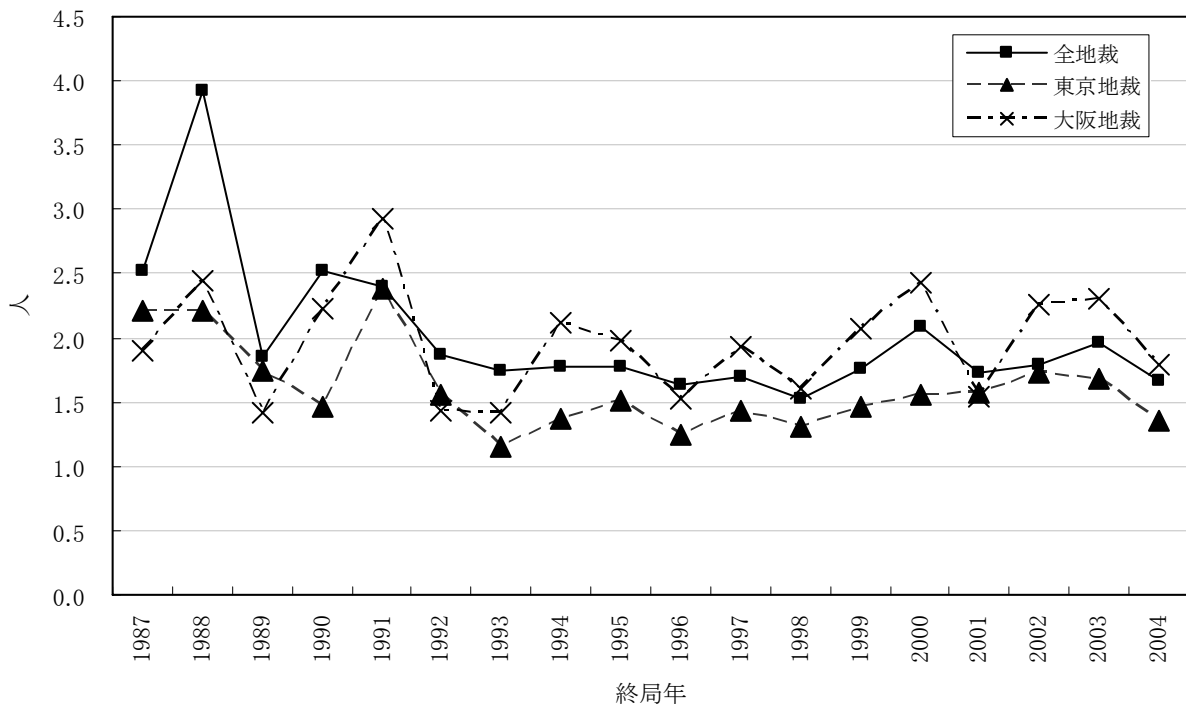
図表16: 仮処分命令事件における労働者側勝訴率の推移
(1987~2004年)



常訴訟と比較すると、とくに判決数に対して長期的な傾向が認められない点、労働者側勝訴率が大きい点に特徴がある。終局数に対する労働者側勝訴率が若干上昇しているのは、1990年代前半に訴訟件数が増加し、それとともに判決・決定に至る割合も増加していることによると考えられる。

図表 17 は同期間における事件あたりの原告数を全地裁・東京地裁のみ・大阪地裁のみについてみたものである。通常訴訟および仮処分すべての事件をプールして平均を求めた。

図表17: 事件あたり原告数(通常訴訟・仮処分計)



1980年代末には集団訴訟があり、事件あたりの原告数が大きくなっている。しかし、1992年以降には概ね 1.5 名～2 名で推移しており、集団訴訟が多くをしめているわけではないと考えられる。また、東京地裁と大阪地裁を比較すると東京地裁の事件で平均原告数が少ない。

一般的に勝訴率は訴訟活動を把握するうえで重要な指標となる。

日本における解雇事件を分析するうえで重要な先行研究である大竹（2004）は、「判例体系 CD-ROM」のキーワード検索を用いて整理解雇事件の勝訴率を計算し、「裁判所の判断基準が時期によって大きく変動してきた」と述べている（同書 pp.133-134）。大竹（2004）で用いられた判例体系のデータと、本資料シリーズで用いている事件票とを比較したのが図表 18 である。ただし、大竹（2004）では考察対象を整理解雇事件に絞っている一方で、本資料シリーズでは普通解雇・懲戒解雇・雇い止めも含まれることは大きな違いなので、数値を直接比較することには注意が必要である。図表 13 および図表 16 でみられた勝訴率の変動は 5 年間で合算すると消失すること、また仮処分の勝訴率と本訴の勝訴率が負の相関 (-0.39) を

もつことなどから、図表 18 において事件票から算出される解雇有効判決率（原告敗訴率）はいずれの時期をとっても 50%弱とかなり安定する。そして、判例体系および労働判例関係雑誌から計算される数値とは挙動が異なる。

判例体系を含む労働判例関係雑誌は、すべての判決・決定を掲載するのではなく、法曹にとって興味深いであろうと編集者が考えた事件を選択的に取り上げる。したがって、判例雑誌より採取されたデータは必ずしも解雇事件全体を示すものではないかもしれず、その齟齬が図表 18 に表れた可能性はある。その一方で、整理解雇事件と普通解雇・懲戒解雇事件の勝訴率がまったく逆に推移したならば、図表 18 は整合的に読むことができる。図表 18 の差異がどこから生じているのかを解明するには、より詳細な資料が必要となろう。

図表 18:「判例体系」との比較

資料	「判例体系CR-ROM」 および労働判例関係雑誌		労働・知的財産権関係民事事件票	
時期	1945年1月1日～2001年12月31日		1987年1月1日～2004年12月31日	
訴訟種類			通常訴訟および仮処分命令	
審級範囲			地方裁判所	
検索方法	民事事件「整理解雇」に関する判例		原告労働者側、被告使用者側、「雇用契約存続確認等」に分類される事件、申請人労働者側、被申請人使用者側、「地位保全解雇の効力停止等」に分類される事件	
判決年代	有効判決率	判決数	有効判決決定率	判決数
1950	68.0	25		
1955	72.2	18		
1960	66.7	6		
1965	45.5	11		
1970	50.0	8		
1975	41.0	39		
1980	44.1	34		
1985	52.4	21	46.1	486
1990	40.0	25	50.5	915
1995	28.6	42	47.8	1652
2000	68.4	19	48.2	2048
注記	ただし1997年以降2001年12月までは労働判例関係雑誌より補充		5年分の通常訴訟を仮処分合算。1985年代は、1987年1月1日～1989年12月31日	
出所	大竹(2004) p.134		図表11および図表14	

(3) 地域的な差異

近年進められた司法改革の目的のひとつに司法資源の集中を排除することが掲げられたように、弁護士数など日本における司法資源は東京と大阪に集中しているといわれている。また、管轄下の産業構成なども地域によって大きく異なることから、各地方裁判所で解雇事件

の顛末が大きく異なる可能性がある。それを調べるために、仮処分命令事件と通常訴訟事件を1987～2004年まで地方裁判所ごとに通算したのが図表19である。

同期間において地方裁判所では総計14,054件の解雇事件を終局させたことになるが、その28%が東京地方裁判所に、14%が大阪地方裁判所に集中しており、両地方裁判所で4割程度の事件を扱っていることがわかる。この2つの地方裁判所には労働事件を専門的に扱う労働部が設けられているが、逆にいうと6割程度の解雇事件は必ずしも労働事件を専門的に扱わない裁判官によって審理されていることになる。また、高等裁判所が設置されている名古屋、広島、福岡、仙台、札幌、高松の各地方裁判所をあわせると、占有率は約6割となり、解雇事件の審理は地方裁判所のなかでも大規模な裁判所に集中している様子が見られる。

各地方裁判所での和解比率もばらついている。最小は鳥取地方裁判所の23.3% (10/43)、最大は札幌地方裁判所の57.8% (236/408)で、東京地方裁判所では54.9% (2154/3927)、大阪地方裁判所では47.4% (917/1935)である。全地方裁判所合計での和解比率は47.3%、50地方裁判所単純平均は43.3%なので、東京地方裁判所での和解比率は全国的にみて高い。

高等裁判所管轄ごとに事件を合計して和解比率を算出すると、札幌高等裁判所管轄54.7%、仙台高等裁判所管轄49.4%、東京高等裁判所管轄51.7%と東日本で高い傾向があるのに対して、名古屋高等裁判所管轄44.7%、大阪高等裁判所管轄44.1%、広島高等裁判所管轄34.0%、高松高等裁判所管轄36.0%、福岡高等裁判所管轄42.3%と西日本では低い傾向にある。

勝訴率についても地域差がみられる。判決・決定数に対する請求(一部)認容数の比率は、最小が釧路地方裁判所の23.3% (7/30)、最大は函館地方裁判所の100.0% (4/4)である。このような極端な値が出るのには、両地方裁判所とも扱い件数が少ないために特異な解雇事件が集中した可能性がある。そこで31件以上の判決・決定を出した地方裁判所に限ってみると、最小は岐阜地方裁判所の40.4% (21/52)、最大は大分地方裁判所の66.6% (26/39)と20%ポイントの開きがあり、やはりある程度ばらついていることがわかる。ちなみに東京地方裁判所では40.9% (459/1121)、大阪地方裁判所では57.4% (419/730)と大きな差がある。和解比率と同様に、高等裁判所管轄での勝訴率を計算すると、札幌高等裁判所管轄53.9%、仙台高等裁判所管轄58.9%、東京高等裁判所管轄45.9%、名古屋高等裁判所管轄50.5%、大阪高等裁判所管轄57.8%、広島高等裁判所管轄47.3%、高松高等裁判所管轄55.3%、福岡高等裁判所管轄58.9%となる。地域的な傾向は観察されないが、東京高等裁判所管轄での勝訴率がもっとも低いのがわかる。

これら和解比率や判決・決定比率、勝訴率は各地方裁判所で経時的に変化があったのだろうか。すべての裁判所で各年に十分な件数があるわけではないので、1980年代後半、1990年代前半・後半、2000年代前半の4つの時期にわけて、各地方裁判所で数年間のケースをプールし、それぞれの和解比率、判決・決定比率、取下率、勝訴率、終局件数を示したのが図表20(1)(2)である。ただし、図表を簡便にするために終局数が20件以下の場合には集計値の掲載を省いた。また、各高等裁判所管轄で集計した値も報告した。

図表 19: 地方裁判所別解雇事件の帰趨
(1987~2004 年、仮処分命令事件・通常訴訟合計)

	件数	構成比	和解	判決	決定	認容	取下げ	和解比率	判決・ 決定比率	勝訴率
東京	3927	27.9	2154	501	620	459	652	54.9	28.5	40.9
横浜	723	5.1	344	113	135	128	131	47.6	34.3	51.6
さいたま	430	3.1	192	58	101	87	79	44.7	37.0	54.7
千葉	246	1.8	108	53	47	49	38	43.9	40.7	49.0
水戸	82	0.6	36	14	18	17	14	43.9	39.0	53.1
宇都宮	90	0.6	49	7	15	10	19	54.4	24.4	45.5
前橋	102	0.7	42	26	16	22	18	41.2	41.2	52.4
静岡	256	1.8	129	36	59	56	32	50.4	37.1	58.9
甲府	51	0.4	24	8	12	8	7	47.1	39.2	40.0
長野	85	0.6	37	10	23	19	15	43.5	38.8	57.6
新潟	158	1.1	64	24	38	32	32	40.5	39.2	51.6
大阪	1935	13.8	917	260	470	419	288	47.4	37.7	57.4
京都	413	2.9	171	78	103	101	61	41.4	43.8	55.8
神戸	604	4.3	227	101	189	165	87	37.6	48.0	56.9
奈良	102	0.7	39	16	31	30	16	38.2	46.1	63.8
大津	76	0.5	28	15	23	25	10	36.8	50.0	65.8
和歌山	73	0.5	29	13	20	22	11	39.7	45.2	66.7
名古屋	640	4.6	307	88	138	115	107	48.0	35.3	50.9
津	86	0.6	30	15	24	16	17	34.9	45.3	41.0
岐阜	108	0.8	29	19	33	21	27	26.9	48.1	40.4
福井	41	0.3	17	7	8	12	9	41.5	36.6	80.0
金沢	115	0.8	57	11	24	22	23	49.6	30.4	62.9
富山	80	0.6	38	11	20	15	11	47.5	38.8	48.4
広島	336	2.4	117	54	114	71	51	34.8	50.0	42.3
山口	121	0.9	43	29	34	39	15	35.5	52.1	61.9
岡山	199	1.4	63	45	58	47	33	31.7	51.8	45.6
鳥取	43	0.3	10	9	13	12	11	23.3	51.2	54.5
松江	22	0.2	12	7	1	3	2	54.5	36.4	37.5
福岡	620	4.4	256	101	149	143	114	41.3	40.3	57.2
佐賀	41	0.3	13	14	8	10	6	31.7	53.7	45.5
長崎	88	0.6	34	16	23	21	15	38.6	44.3	53.8
大分	119	0.8	63	13	26	26	17	52.9	32.8	66.7
熊本	155	1.1	69	16	39	33	31	44.5	35.5	60.0
鹿児島	139	1.0	52	35	27	36	25	37.4	44.6	58.1
宮崎	51	0.4	25	8	6	6	12	49.0	27.5	42.9
那覇	152	1.1	65	21	38	34	28	42.8	38.8	57.6
仙台	227	1.6	117	31	37	36	42	51.5	30.0	52.9
福島	94	0.7	52	12	19	18	11	55.3	33.0	58.1
山形	70	0.5	30	14	11	14	15	42.9	35.7	56.0
盛岡	109	0.8	48	19	27	25	15	44.0	42.2	54.3
秋田	78	0.6	34	8	22	25	14	43.6	38.5	83.3
青森	90	0.6	49	17	14	18	10	54.4	34.4	58.1
札幌	408	2.9	236	31	77	66	64	57.8	26.5	61.1
函館	29	0.2	16	3	1	4	9	55.2	13.8	100.0
旭川	54	0.4	27	12	7	12	8	50.0	35.2	63.2
釧路	83	0.6	35	12	18	7	18	42.2	36.1	23.3
高松	51	0.4	22	10	11	10	8	43.1	41.2	47.6
徳島	87	0.6	31	16	29	28	11	35.6	51.7	62.2
高知	86	0.6	25	12	36	22	13	29.1	55.8	45.8
松山	79	0.6	31	24	16	23	8	39.2	50.6	57.5
全地裁	14054	100.0	6643	2073	3028	2639	2310	47.3	36.3	51.7

図表 20(1): 年代別地方裁判所別解雇事件の帰趨

(仮処分命令事件・通常訴訟合計)

	和解比率				判決・決定比率				取下比率			
	1987～ 1989年	1990～ 1994年	1995～ 1999年	2000～ 2004年	1987～ 1989年	1990～ 1994年	1995～ 1999年	2000～ 2004年	1987～ 1989年	1990～ 1994年	1995～ 1999年	2000～ 2004年
東京	54.4	53.8	56.4	54.2	18.8	26.7	28.5	31.6	26.8	19.5	15.1	14.2
横浜	49.3	47.7	49.8	44.6	20.0	27.5	35.3	42.1	30.7	24.8	14.9	13.3
さいたま	54.5	39.0	52.7	38.5	30.3	32.2	34.9	41.1	15.2	28.8	12.3	20.3
千葉	48.7	35.1	52.6	39.2	33.3	45.6	36.8	44.6	17.9	19.3	10.5	16.2
水戸			52.0	34.5			40.0	41.4			8.0	24.1
宇都宮			59.4	48.4			15.6	32.3			25.0	19.4
前橋			54.8	44.1			33.3	41.2			11.9	14.7
静岡	55.2	58.3	51.0	43.4	31.0	29.2	40.6	39.8	13.8	12.5	8.3	16.9
甲府			52.2				30.4				17.4	
長野			54.3	25.0			40.0	39.3			5.7	35.7
新潟	43.6	30.4	39.6	43.8	23.1	52.2	41.7	43.8	33.3	17.4	18.8	12.5
東京高裁	51.6	50.6	54.4	49.9	23.2	28.9	31.3	35.0	25.2	20.5	14.3	15.1
大阪	43.4	50.7	46.7	47.5	29.8	33.3	41.1	39.2	26.8	16.0	12.2	13.3
京都	47.4	44.7	51.1	29.9	34.2	36.5	38.3	54.8	18.4	18.8	10.5	15.3
神戸	36.9	44.1	32.7	37.2	41.7	39.0	55.6	50.6	21.4	16.9	11.8	12.1
奈良			37.9	34.1			55.2	53.7			6.9	12.2
大津				42.1				44.7				13.2
和歌山			37.5	23.8			37.5	76.2			25.0	0.0
大阪高裁	42.2	48.5	44.2	42.0	32.3	35.3	43.7	45.0	25.5	16.2	12.1	13.1
名古屋	53.2	40.2	50.4	48.7	23.4	38.6	31.2	40.1	23.4	21.3	18.4	11.2
津			33.3	33.3			48.1	45.5			18.5	21.2
岐阜			39.4	25.5			36.4	58.8			24.2	15.7
福井												
金沢		52.4	54.8	41.0		23.8	19.0	48.7		23.8	26.2	10.3
富山				35.5				51.6				12.9
名古屋高裁	45.4	40.8	49.2	42.3	28.9	35.4	31.9	45.1	25.8	23.8	18.9	12.6
広島	17.9	33.0	28.3	46.4	60.7	49.5	61.6	37.5	21.4	17.5	10.1	16.1
山口		36.4	30.0	36.5		59.1	63.3	48.1		4.5	6.7	15.4
岡山	40.9	17.8	22.7	40.9	36.4	71.1	54.5	44.3	22.7	11.1	22.7	14.8
鳥取												
松江												
広島高裁	29.7	29.5	28.4	42.0	47.3	55.1	58.4	42.7	23.0	15.3	13.2	15.3
福岡	37.9	40.7	42.5	42.1	37.9	39.0	41.3	41.2	24.2	20.3	16.2	16.7
佐賀												
長崎			31.4	42.3			40.0	50.0			28.6	7.7
大分		58.3	58.3	48.6		20.8	27.1	40.5		20.8	14.6	10.8
熊本		39.4	50.0	46.7		24.2	38.6	41.7		36.4	11.4	11.7
鹿児島			47.7	31.6			38.6	52.6			13.6	15.8
宮崎				52.4				28.6				19.0
那覇	33.3	41.2	45.8	44.7	52.4	26.5	39.0	42.1	14.3	32.4	15.3	13.2
福岡高裁	38.2	41.2	44.2	42.6	40.9	33.9	39.5	42.2	21.0	24.9	16.3	15.2
仙台	44.1	56.8	49.3	54.1	41.2	24.3	26.8	30.6	14.7	18.9	23.9	
福島		55.6	57.1	50.0		33.3	32.1	34.6		11.1	10.7	15.4
山形			50.0	47.8			36.4	34.8			13.6	17.4
盛岡				47.1				47.1				5.9
秋田		30.4	52.2			39.1	43.5			30.4	4.3	
青森		66.7	51.9	52.9		23.8	33.3	44.1		9.5	14.8	2.9
仙台高裁	39.4	48.3	52.1	52.1	43.4	30.3	31.1	36.3	17.2	21.4	16.8	11.5
札幌	46.5	64.9	58.9	55.4	25.6	17.5	27.9	31.7	27.9	17.5	13.2	12.9
函館												
旭川				52.4				38.1				9.5
釧路			34.5	42.3			34.5	53.8			31.0	3.8
札幌高裁	44.6	64.5	53.7	53.2	24.3	17.7	28.7	35.6	31.1	17.7	17.6	11.2
高松				46.7				40.0				13.3
徳島				47.5				47.5				5.0
高知	17.4	28.6	38.7		60.9	61.9	48.4		21.7	9.5	12.9	
松山				22.2				70.4				7.4
高松高裁	20.0	38.8	39.7	38.9	54.0	47.8	50.0	51.9	26.0	13.4	10.3	9.3
全地裁	44.3	47.4	49.2	46.4	31.2	33.1	36.3	39.5	24.5	19.6	14.5	14.0
変動係数	0.27	0.28	0.21	0.21	0.36	0.38	0.27	0.22	0.27	0.40	0.44	0.45

図表 20(2): 年代別地方裁判所別解雇事件の帰趨

(仮処分命令事件・通常訴訟合計)

	勝訴率				終局件数			
	1987～ 1989年	1990～ 1994年	1995～ 1999年	2000～ 2004年	1987～ 1989年	1990～ 1994年	1995～ 1999年	2000～ 2004年
東京	24.2	36.0	39.1	46.5	351	738	1266	1572
横浜	53.3	52.4	62.2	41.6	75	153	255	240
さいたま	40.0	52.6	78.4	41.8	33	59	146	192
千葉	38.5	57.7	42.9	51.5	39	57	76	74
水戸			60.0	58.3			25	29
宇都宮			60.0	50.0			32	31
前橋			64.3	57.1			42	34
静岡	55.6	64.3	64.1	51.5	29	48	96	83
甲府			14.3				23	
長野			64.3	36.4			35	28
新潟	77.8	58.3	40.0	47.6	39	23	48	48
東京高裁	38.6	43.5	48.5	46.0	624	1138	2044	2344
大阪	65.6	63.0	58.6	51.5	205	381	681	668
京都	61.5	19.4	60.8	65.1	38	85	133	157
神戸	57.1	64.2	55.3	54.7	84	136	153	231
奈良			62.5	68.2			29	41
大津				58.8				38
和歌山			66.7	68.8			24	21
大阪高裁	60.5	58.0	59.0	56.0	353	654	1040	1156
名古屋	90.9	53.1	43.8	50.5	47	127	234	232
津			30.8	40.0			27	33
岐阜			25.0	50.0			33	51
福井								
金沢		80.0	75.0	52.6		21	42	39
富山				50.0				31
名古屋高裁	67.9	52.1	44.1	51.4	97	206	370	397
広島	35.3	33.3	49.2	45.2	28	97	99	112
山口		53.8	68.4	60.0		22	30	52
岡山	62.5	40.6	29.2	56.4	22	45	44	88
鳥取								
松江								
広島高裁	51.4	40.2	48.7	50.4	74	176	197	274
福岡	50.0	54.3	59.5	59.6	95	118	179	228
佐賀								
長崎			57.1	61.5			35	26
大分		80.0	46.2	66.7		24	48	37
熊本		37.5	70.6	64.0		33	44	60
鹿児島			47.1	70.0			44	57
宮崎				50.0				21
那覇	90.9	55.6	56.5	37.5	21	34	59	38
福岡高裁	63.2	50.6	54.6	60.1	186	257	441	481
仙台	28.6	33.3	52.6	73.1	34	37	71	85
福島		55.6	22.2	77.8		27	28	26
山形			62.5	25.0			22	23
盛岡				45.8				51
秋田		88.9	70.0			23	23	
青森		60.0	22.2	73.3		21	27	34
仙台高裁	65.1	56.8	50.8	62.4	99	145	190	234
札幌	63.6	58.8	61.1	61.4	43	97	129	139
函館								
旭川				37.5				21
釧路			40.0	14.3			29	26
札幌高裁	61.1	54.5	61.1	49.3	74	124	188	188
高松				50.0				30
徳島				63.2				40
高知	42.9	53.8	33.3		23	21	31	
松山				57.9				27
高松高裁	48.1	56.3	48.7	58.9	50	67	78	108
全地裁	53.9	49.5	52.2	51.8	1557	2767	4548	5182
変動係数	0.35	0.29	0.31	0.24	1.20	1.54	1.93	2.11

図表 20 からは、これらの比率の地方裁判所ごとのばらつきが時を経るにしたがって変化してきているのがわかる。たとえば、1980 年代後半の和解比率をみると、全国の平均が 44.3% であったのに対して最小は高知地方裁判所の 17.4%、最大は静岡地方裁判所の 55.2%、変動係数は 0.27 であった。そのなかでも、50%を越えていたのが静岡地方裁判所、東京地方裁判所、さいたま地方裁判所、名古屋地方裁判所と東京高等裁判所管轄下が多く、その結果東京高等裁判所管轄下での和解比率が全国的に突出していたと考えられる。図表 19 でみた東日本と西日本との違いはこの時期はそれほど明確ではない。時期を経るにしたがって、広島高等裁判所、仙台高等裁判所、札幌高等裁判所、高松高等裁判所管轄下の各地方裁判所での和解比率が上昇し、全国的に収斂する方向に変動した。その結果、2000 年代前半では、最小は松山地方裁判所の 22.2%、最大は札幌地方裁判所の 55.4%と変動幅は減少し、変動係数は 0.21 と小さくなっている。和解比率の地域差は解消する方向にあったといえるが、東日本で高く西日本で低いという傾向は観察される。

このような全国的収斂の傾向は判決・決定比率および勝訴率に顕著である。

判決・決定比率の全国平均は 1980 年代後半に 31.2%であったのが着実に上昇し、2000 年代前半には 39.5%に至っている。しかしそれに伴って変動係数は 1980 年代後半の 0.36 から 2000 年代前半の 0.22 に低下しているのがわかる。1980 年代後半では、東京地方裁判所において判決・決定比率が 20%に満たなかったのに対して高知地方裁判所・広島地方裁判所では 60%を越えており、地方裁判所によって判決・決定に至る割合が大きく異なっていた。2000 年代前半ではそれまで低かった東京地方裁判所や横浜地方裁判所、名古屋地方裁判所などで判決・決定割合が増加し、逆にそれまで高かった広島地方裁判所などでは割合が減少している。

他方同期間における勝訴率の全国平均の変化は、図表 16 でみたように 53.9%から 51.8%と大きくはない。そして変動係数は 0.35 から 0.24 へ減少を示しており、全国的に勝訴率の均等化が起こったことを示している。実際、1980 年代後半では東京地方裁判所における勝訴率が 24.2% (16/66) しかなかったのに対して、大阪地方裁判所では 65.6% (40/61)、名古屋地方裁判所では 90.9% (10/11) と顕著な差が観察される。しかしその後、東京地方裁判所では徐々に増加し 2000 年代前半には 46.5% (231/497) となったのに対して、大阪地方裁判所と名古屋地方裁判所では徐々に減少し、それぞれ 51.5% (135/262) と 50.5% (47/93) となっており、均等化の傾向が観察される。

図表 21 は解雇事件の審理期間を要約したもので、事件のうち 1 年以内に終局した割合を各地裁別年代別に集計した。たとえば、1987~1989 年の東京地裁では 129 件の通常訴訟解雇事件が終局したが、そのうち 1 年以内に終局した事件は 32%程度であったことを示している。訴訟の目的それ自体から通常訴訟と仮処分では審理期間が異なるので、図表 21 では通常訴訟 ((1)~(2)) と仮処分 ((3)~(4)) を別掲し、それぞれ期間内に 20 件以上の事件が終局した場合にのみ集計値を報告した。

図表 21(1): 年代別地方裁判所別解雇事件のうち1年以内に終局した事件の割合

(通常訴訟)

	総計				和解				判決・決定			
	1987～ 1989年	1990～ 1994年	1995～ 1999年	2000～ 2004年	1987～ 1989年	1990～ 1994年	1995～ 1999年	2000～ 2004年	1987～ 1989年	1990～ 1994年	1995～ 1999年	2000～ 2004年
東京	0.32	0.53	0.46	0.53	0.30	0.58	0.51	0.63	0.07	0.32	0.26	0.31
横浜	0.17	0.40	0.51	0.47	0.08	0.50	0.64	0.69	0.00	0.18	0.24	0.21
さいたま			0.43	0.44			0.48	0.49			0.17	0.35
千葉	0.25	0.41	0.34	0.53	0.50	0.44	0.38	0.52	0.00	0.21	0.14	0.33
水戸												
宇都宮												
前橋			0.45	0.50			0.36	0.54			0.43	0.27
静岡			0.27	0.34			0.21	0.41			0.14	0.25
甲府												
長野												
新潟			0.45	0.40			0.60	0.60			0.25	0.13
大阪	0.25	0.46	0.44	0.61	0.32	0.51	0.58	0.71	0.06	0.26	0.16	0.42
京都		0.34	0.51	0.57		0.22	0.62	0.74		0.33	0.25	0.38
神戸	0.28	0.43	0.43	0.55	0.30	0.50	0.64	0.78	0.25	0.15	0.28	0.27
奈良												
大津												
和歌山												
名古屋		0.49	0.41	0.40		0.56	0.39	0.51		0.15	0.24	0.20
津												
岐阜				0.54				0.71				0.31
福井												
金沢												
富山												
広島		0.61	0.45	0.38		0.14	0.54	0.50		0.68	0.43	0.16
山口				0.39				0.67				0.15
岡山		0.27	0.41	0.58		0.17	0.40	0.80		0.19	0.27	0.24
鳥取												
松江												
福岡	0.34	0.33	0.28	0.48	0.58	0.43	0.35	0.58	0.00	0.11	0.10	0.30
佐賀												
長崎												
大分												
熊本				0.43				0.50				0.25
鹿児島			0.40	0.49			0.54	0.69			0.20	0.13
宮崎												
那覇												
仙台			0.36	0.45			0.45	0.60			0.00	0.11
福島												
山形												
盛岡												
秋田												
青森												
札幌		0.54	0.63	0.57		0.46	0.67	0.61		0.50	0.20	0.41
函館												
旭川												
釧路												
高松												
徳島												
高知												
松山												

図表 21(2): 年代別地方裁判所別解雇事件のうち1年以内に終局した事件の割合

(通常訴訟)

	取下げ				認容			
	1987～ 1989年	1990～ 1994年	1995～ 1999年	2000～ 2004年	1987～ 1989年	1990～ 1994年	1995～ 1999年	2000～ 2004年
東京	0.54	0.76	0.74	0.74	0.00	0.20	0.24	0.31
横浜	0.36	0.60	0.79	0.75	0.00	0.13	0.32	0.13
さいたま			0.80	0.54			0.13	0.21
千葉	0.20	1.00	1.00	0.91	0.00	0.13	0.00	0.29
水戸								
宇都宮								
前橋			1.00	1.00			0.33	0.14
静岡			0.80	0.50			0.14	0.13
甲府								
長野								
新潟			0.80	0.50			0.20	0.00
大阪	0.38	0.63	0.88	0.89	0.00	0.30	0.09	0.44
京都		0.60	1.00	0.91		0.50	0.22	0.36
神戸	0.33	0.57	0.60	0.87	0.17	0.00	0.09	0.34
奈良								
大津								
和歌山								
名古屋		0.80	0.81	0.86		0.00	0.00	0.15
津								
岐阜				0.83				0.40
福井								
金沢								
富山								
広島		0.83	0.25	1.00		0.00	0.17	0.00
山口				0.75				0.14
岡山		0.75	0.67	0.88		0.00	0.33	0.25
鳥取								
松江								
福岡	0.75	0.47	0.55	0.69	0.00	0.29	0.10	0.11
佐賀								
長崎								
大分								
熊本				1.00				0.29
鹿児島			0.50	1.00			0.67	0.09
宮崎								
那覇								
仙台			0.56	0.57			0.00	0.00
福島								
山形								
盛岡								
秋田								
青森								
札幌		0.78	1.00	0.80			0.40	0.50
函館								
旭川								
釧路								
高松								
徳島								
高知								
松山								

図表 21(3): 年代別地方裁判所別解雇事件のうち1年以内に終局した事件の割合
(仮処分)

	総計				和解				判決・決定			
	1987～ 1989年	1990～ 1994年	1995～ 1999年	2000～ 2004年	1987～ 1989年	1990～ 1994年	1995～ 1999年	2000～ 2004年	1987～ 1989年	1990～ 1994年	1995～ 1999年	2000～ 2004年
東京	0.89	0.97	0.98	0.99	0.98	0.99	0.99	1.00	0.69	0.96	0.97	0.98
横浜	0.89	0.91	0.97	0.95	0.92	1.00	0.99	1.00	0.89	0.80	0.96	0.90
さいたま	0.73	0.95	0.94	0.97	0.77	1.00	0.98	1.00	0.80	1.00	0.95	0.92
千葉		0.93	0.97			1.00	1.00			1.00	0.93	
水戸												
宇都宮			0.86				0.83				1.00	
前橋			0.91				1.00				0.86	
静岡	0.83	0.97	0.92	0.96	0.86	1.00	0.97	1.00	0.86	1.00	0.84	1.00
甲府												
長野			0.90				1.00				0.75	
新潟	0.93		1.00	1.00	1.00		1.00	1.00	0.88		1.00	1.00
大阪	0.92	0.96	0.98	1.00	0.99	0.97	1.00	1.00	0.84	0.94	0.94	1.00
京都	1.00	0.93	0.99	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	0.94	1.00	1.00
神戸	0.87	0.96	0.97	0.99	0.95	0.98	0.97	1.00	1.00	0.95	0.98	0.98
奈良			1.00	1.00			1.00	1.00			1.00	1.00
大津				1.00				1.00				1.00
和歌山												
名古屋	0.93	0.91	0.95	0.97	0.89	1.00	0.98	0.97	1.00	0.86	0.93	0.96
津												
岐阜				0.88				0.83				0.94
福井												
金沢			0.93	0.96			1.00	0.91			0.67	1.00
富山				1.00				1.00				1.00
広島		0.97	0.98	0.97		1.00	1.00	0.98		0.91	0.98	1.00
山口				0.90				0.85				0.92
岡山				0.98				0.95				1.00
鳥取												
松江												
福岡	0.86	0.93	0.96	0.99	0.96	0.96	0.98	1.00	0.74	0.89	0.98	0.96
佐賀												
長崎												
大分			0.95	1.00			1.00	1.00			0.82	1.00
熊本		0.91	0.97	0.97		0.91	0.93	1.00		1.00	1.00	1.00
鹿児島				1.00				1.00				1.00
宮崎												
那覇			1.00	0.90			1.00	1.00			1.00	0.78
仙台		1.00	1.00	1.00		1.00	1.00	1.00		1.00	1.00	1.00
福島			1.00					1.00			1.00	
山形												
盛岡				0.97				1.00				0.94
秋田												
青森												
札幌	0.90	0.98	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	0.70	1.00	1.00	1.00
函館												
旭川												
釧路			1.00				1.00				1.00	
高松												
徳島				0.93				0.92				0.94
高知			0.96				1.00				0.91	
松山												

図表 21(4): 年代別地方裁判所別解雇事件のうち1年以内に終局した事件の割合
(仮処分)

	取下げ				認容			
	1987～ 1989年	1990～ 1994年	1995～ 1999年	2000～ 2004年	1987～ 1989年	1990～ 1994年	1995～ 1999年	2000～ 2004年
東京	0.83	0.92	0.97	0.99	0.58	0.96	0.97	0.98
横浜	0.83	0.82	0.92	0.95	0.83	0.86	1.00	0.84
さいたま	0.50	0.82	0.77	1.00	1.00	1.00	0.94	1.00
千葉		0.71	1.00			1.00	1.00	
水戸								
宇都宮			0.80				1.00	
前橋			0.67				0.83	
静岡	0.67	0.75	1.00	0.83	0.67	1.00	0.89	1.00
甲府								
長野							1.00	
新潟	0.88		1.00	1.00	0.86		1.00	1.00
大阪	0.88	0.98	1.00	1.00	0.91	0.91	0.93	1.00
京都	1.00	0.73	0.88	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00
神戸	0.50	0.89	0.88	1.00	1.00	0.96	1.00	0.97
奈良			1.00	1.00			1.00	1.00
大津				1.00				1.00
和歌山								
名古屋	1.00	0.82	0.93	1.00	1.00	0.80	0.95	1.00
津								
岐阜				0.50				1.00
福井								
金沢			1.00	1.00			0.60	1.00
富山				1.00				1.00
広島		1.00	1.00	0.92		1.00	0.96	1.00
山口				1.00				0.88
岡山				1.00				1.00
鳥取								
松江								
福岡	0.89	1.00	0.89	1.00	1.00	0.94	1.00	0.97
佐賀								
長崎								
大分			1.00	1.00			0.83	1.00
熊本		0.80	1.00	0.80		1.00	1.00	1.00
鹿児島				1.00				1.00
宮崎								
那覇			1.00	1.00			1.00	1.00
仙台		1.00	1.00	1.00		1.00	1.00	1.00
福島			1.00				1.00	
山形								
盛岡				1.00				0.88
秋田								
青森								
札幌	1.00	0.88	1.00	1.00	0.57	1.00	1.00	1.00
函館								
旭川								
釧路			1.00				1.00	
高松								
徳島				1.00				0.90
高知			1.00				1.00	
松山								

5. 今後の方向（まとめに替えて）

以上の既存統計・特別集計より、1980年代後半以降の日本における解雇事件についていくつかの特徴が観察される。

まず既存公表統計を用いて解雇者数を把握するためには、雇用動向調査の解雇者数をもっとも簡便な方法と考えられる¹³。

解雇紛争自体を定量的に把握するのは困難である。単に当事者同士の話し合いで解決する場合もあれば、第三者が仲裁する場合もある。また、労働局の個別紛争窓口で斡旋を申請する場合もあれば、裁判所に出訴する場合もあり、全体像を統計的に把握するのは難しい。しかしいくつかの段階では統計が整備されており、たとえば個別紛争窓口で解雇事件として相談されたのは、2004年4月から2005年3

月ではおよそ5万件であった。同年の雇用動向調査の解雇数はおよそ60万人なので、解雇数の7.5~9.5%程度が個別紛争窓口で相談していることになる。また、2004年に終了した訴訟は仮処分命令・通常訴訟あわせておよそ1000件なので、解雇数の0.1~0.2%程度、個別紛争窓口相談数の1%程度の割合で裁判所を利用している計算となる。

解雇事件においてはおおむね4割5分から5割近くが裁判内和解で終局する。判決・決定にいたる比率は時期による違いがあるが、3割から4割である。残りの1割5分から2割5分は、原告被告双方が合意の上で取り下げられる。近年の傾向としては、取下比率が減少し、判決・決定にいたる割合が増加している。

判決・決定にいったなかで労働者側が勝訴する割合は、仮処分命令と通常訴訟をあわせると5割前後と安定しており、1980年代後半以降については、時期による変動はあまり観察されない。

むしろ地域による判決・決定比率や勝訴率の差異は顕著で、東京地裁では判決・決定割合、勝訴率ともに低く、大阪地裁ではともに高い。これらの地域差は1980年代後半以降消失する傾向にあったが、2000年代前半となっても一定程度残存している。

興味深い問題は、これらの裁判動向と経済活動の変化である。一般に解雇費用の大小が失業率に与える影響は曖昧であるが、新規雇用の創出率や解雇率に対しては比較的明確な影響を与える。新規学卒の内定率や長期失業者の割合、離職者にしめる解雇者の割合、新規開業率などと、これらの裁判動向との関連を調べることは有益であろう。

¹³ ただし、特に2002年以降は他調査との計数関係が不安定となるが、この点については、さらなる検討が必要であり、今後の研究課題としたい。

6. 参考文献

- 今井亮一・江口匡太・奥野寿・神林龍・原昌登・平澤純子（2006）、「整理解雇法理と経済活動(3)」2005年度(財)統計研究会労働市場委員会報告書
「整理解雇法理と経済活動」
- 今井亮一・江口匡太・奥野寿・川口大司・神林龍・原昌登・平澤純子（2005）、「整理解雇法理と経済活動(2)」2004年度(財)統計研究会労働市場委員会報告書
「整理解雇法理と経済活動」
- 今井亮一・江口匡太・奥野寿・川口大司・神林龍・原昌登・平澤純子（2004）、「整理解雇法理と経済活動」2003年度(財)統計研究会労働市場委員会報告書
- 大竹文雄（2004）、「整理解雇の実証分析」大竹文雄・大内伸哉・山川隆一編『解雇法制を考える（増補版）』勁草書房、125-148.
- 大竹文雄・大内伸哉・山川隆一編（2004）、『解雇法制を考える（増補版）』勁草書房
- 大竹文雄・藤川恵子（2001）、「日本の整理解雇」猪木武徳・大竹文雄編『雇用政策の経済分析』東京大学出版会、pp.3-28.
- 川口大司・神林龍・原ひろみ・本多則恵（2005）、「リストラと雇用調整」JILPT 資料シリーズ No.2
- 平澤純子（2005）、「解雇無効判決後の原職復帰の状況に関する調査研究」JILPT 資料シリーズ No.4
- 前田達夫（1995）、「裁判の機能－解雇事件裁判を中心に」片岡昇・萬井隆令・西谷敏編『労使紛争－解決への道』有斐閣、pp.165-179.
- 山口純子（2001）、「解雇をめぐる法的救済の実効性」『日本労働研究雑誌』第 491 号、pp.62-69.

